

令和7年10月6日

◎下村委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(9時57分開会)

◎下村委員長 本日からの委員会は、「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、付託事件一覧表のとおりであります。

日程につきましては、日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめにつきましては、10月9日木曜日の委員会で協議していただきたいと思います。

お諮りします。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎下村委員長 御異議なしと認めます。

それでは日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにいたします。

《危機管理部》

◎下村委員長 最初に、危機管理部について行います。

議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎江渕危機管理部長 今回提出しております議案につきまして、概要を御説明いたします。議案説明資料の2ページを御覧ください。

危機管理部からは、条例その他議案としては1件です。上から4つ目の第8号高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案を、消防政策課から提出しております。これは、国の政令の一部改正に伴う引用規定の整理と、条ずれの改正を行うものです。

続きまして、3ページを御覧ください。審議会の経過報告をいたします。6月定例会以降の審議会としましては、2つ御報告があります。表の左側の下段にあります、メディカルコントロール専門委員会における2点です。7月28日と9月8日に、検証医の選解任につきまして、それぞれ書面開催にて御審議いただいております。

最後に、報告事項につきましては、消防広域化の取組の状況につきまして、御報告が1件あります。詳細につきましては、この後担当課長から御説明いたします。

私からの説明は、以上です。

◎下村委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈消防政策課〉

- ◎下村委員長 消防政策課の説明を求めます。
- ◎鈴木参事兼消防政策課長 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案について、御説明いたします。資料の2ページを御覧ください。

上段の1条例改正の趣旨ですが、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行による電気用品安全法施行令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴い、これらの政令の引用規定の整理をしようとするものです。

続いて2条例改正の概要を御覧ください。左の欄が新、右の欄が旧となっております。変更か所を太字と下線にしております。電気用品安全法施行令の一部改正により、第5条第2項を第9条第2項に、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の第13条第8項を第16条第8項にそれぞれ引用する条例の一部を改正するものです。

3 施行期日は、令和7年12月25日となります。

説明は、以上となります。

- ◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

- ◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、消防政策課を終わります。

以上で、危機管理部の議案を終わります。

《報告事項》

- ◎下村委員長 続いて、危機管理部から1件の報告を行いたい旨の申出があつておりますので、これを受けることといたします。

〈消防政策課〉

- ◎下村委員長 消防広域化の取組状況について、消防政策課の説明を求めます。
- ◎鈴木参事兼消防政策課長 消防広域化に関する取組状況について、御説明いたします。
- 3ページです。

今年4月に設置した高知県消防広域化基本計画あり方検討会の概要となります。

まず、1検討会の目的は、名称のとおり基本計画を検討することです。

次に、2全体構成ですが、親会に当たる検討会の下に、総務、財務、消防業務、通信・システムの4つの専門部会を設置しております。さらにその下には、実務レベルの協議を行うワーキンググループを置き、3階層で検討を進めております。

4ページです。各会議の構成員としましては、検討会と専門部会は、有識者、市町村長と消防長で構成をしております。ワーキンググループは、市町村や消防本部の担当課長など必要な関係者に参加をいただいております。

5ページは、令和7年度のスケジュールです。上段が年間のスケジュール、下段がこれまでの開催状況です。4月の第1回あり方検討会から始まり、4つの専門部会やワーキンググループをそれぞれ開催し、これまでに計12回の議論を行ってきております。なお、スケジュール上の年度末の議会では、法定協議会設置に向けた議案を提出したいと考えております。

6ページからは、これまでに検討会や専門部会で提示をした資料から抜粋をして、検討状況を御報告いたします。まず初めに、第1回総務部会で提示をした資料で、消防広域化の必要性についてです。

1 県内消防本部の状況ですが、県内15消防本部のうち14消防本部が管轄人口10万人未満の小規模消防本部に当たり、郡部では人材確保が難しくなっている状況です。

次に、2消防サービスの需要増大がありまして、②のとおり高齢化の進行に伴い、救急出動件数は増加し、現場到着時間も遅くなっています。下の③は、高知県の高齢化率のグラフですが、全国に先駆けて進行している状況の中で、今後も救急件数は伸びていくと考えております。

7ページは、3人口減少に伴う財政制約でして、各消防本部の財源に制約が強まる懸念を示しております。④のグラフは、将来の推計人口で、県内人口は、令和32年には約45万人となり、現在から3割減少し、特に黄色い部分の生産年齢人口が減少し、働き手不足が一層深刻化していきます。一方で、⑤の国債残高は年々増加し、令和6年には1,106兆円に達しており、地方財政は、これまで以上に厳しくなることが考えられます。

こうした状況から右の4課題解決に向けた今後の方向性としては、常備消防組織の一元化をする消防広域化が必要であると考えております。

8ページは、第2回総務部会で提示した広域化による消防本部体制の再編必要性と狙いです。ポイントは5つあります。

1点目、本県は消防本部が15と多く、小規模であり、全国では、1本部当たりの人口は17.3万人。署の数でいきますと2.4署。これに対し本県では、4.3万人、1.3署となっており、高知市を除けば一本部にほぼ一署しかない体制となっております。

2点目、広域化により本部機能を広域連合本部に集約し、署所は現場活動に特化をできるようになります。

3点目、広域連合本部では、コンプライアンス強化でパワハラを防ぎ、働きやすい職場を目指すとともに、企画立案機能を強化をし、デジタル化で住民サービスの向上をしてまいります。

4点目、指令業務の人員を集約をし、約50人役分を署所の現場力強化に振り向けます。

5点目、中山間地域の消防の人材確保の強化に向けて、新規職員を一括採用することで組織の持続可能性を高められます。

9ページは、第2回消防業務部会で提示をした消防サービスの充実・高度化について、具体例を6つ中央に記載をしております。

①コンプライアンス推進室の設置により、パワハラ防止で安心して働く職場環境づくり。

②デジタル化推進室の設置により、消防DXや電子申請等を進め、効率化と利便性の向上。

③効率的な部隊運用により、長距離搬送時に途中で別の救急隊に患者を引継ぎ、別の救急活動に備える中継搬送の導入。

④直近司令等の運用により、現場に最も近い部隊を出動させて、初動対応力の向上。

⑤特別高度救助隊の創設により、南海トラフ地震などにおける人命救助の高度化。

⑥広域化に伴う人員再配置により、日勤救急隊の導入など現場力の強化。

こうした取組により住民には、サービスの向上を、消防職員には、仕事の魅力向上を図ってまいります。

10ページは、第2回総務部会で提示した職員配置に関する暫定的試算です。基本的な考え方は、管理業務の集約で生じた人員を新たな管理体制に充て、余力を現場力の強化に振り向けるように試算を行っております。試算は、第1期の広域連合発足時と第2期の指令業務統合時に分けて行っております。

まず第1期は、現行消防本部の廃止に伴い、消防長や総務部門の職員を方面消防本部や、広域連合に新たに配置します。

続いて11ページは、第2期の試算についてです。第2期では、旧消防本部で指令業務に従事をする約100人役を集約し、広域連合の新指令センターに47人を配置します。その結果各署には約53人役の余力が生じ、現場力の強化に充てます。これらの試算は、下段4の今後の進め方のとおり、各消防本部へのヒアリングを踏まえ再度協議を行っているところです。

12ページは、先ほど説明をした内容を人役ベースで整理をして表にしたものです。下段合計欄の赤囲みをしているところを御覧ください。令和7年4月1日時点での県全体の消防職員は1,205人です。この人数から第1期の移行時には、現行15本部からの101人と県や市町村からの派遣職員7人を加えた108名を広域連合本部に65人、方面本部に43人集約し配置をします。第2期では、指令業務の統合により、現行15消防本部で指令業務を行う、職員100人役から広域連合本部に47人を配置し、集約化で生じた余力53人を、現場の署所に再配置します。

13ページは、各方面別で職員配置の増減を実員ベースで整理した表となります。表中のマイナスの数字は、広域連合本部への異動人数の試算を示しております。

14ページは、広域化後に広域で異動する職員の想定数の試算となります。連合本部への

広域異動の対象者は全体1,205人のうち、39人程度、約3%になると見込んでおり、ほとんどの職員は、現行の消防本部の管内に残ると考えております。

15ページからは、第2回財務部会で提示をした広域連合における費用負担の基本的な考え方です。広域化後の市町村の財政負担は、①専ら特定の市町村に便益をもたらす支出は、受益市町村で負担。②全市町村に共通する便益をもたらす支出は、全市町村で負担。この2点を基本としております。

具体的に①の投資的経費は、自賄い方式とし各市町村が整備した上で広域連合に無償貸与します。その他の経費は、②の考え方で分賦金として全体で負担します。左下のグラフは、令和5年度決算ベースの消防に係る経費で、県全体で169億円ございます。このうち、上段の常備消防費140億円のうち、投資的経費33億円を除いた経常的経費107億円を対象に、今回試算を行っております。

16ページは、分賦金の算定の試算です。市町村の負担能力や受益の程度に応じて負担費用を分担する算定としました。市町村に共通の便益となる、連合本部、方面本部、署所の運営経費は、基礎サービス分として、基準財政需要額等に応じて、市町村で負担をします。そして、専ら特定市町村のみの受益は、付加サービス分として当該市町村が負担します。そのほか、県は、消防学校や航空センターの経費を負担することとしております。この考えに基づき、市町村の分賦金の試算を3パターンで行っております。

17ページは、先ほどの3つの試算の内容を詳細に説明したものです。試算Ⅰは、基準財政需要額の割合に応じて案分する方式です。試算Ⅱは、初年度は広域化前の負担額の割合に応じて案分し、10年間かけて基準財政需要額の割合に応じた案分へと移行する、いわゆる激変緩和の考え方を用いております。試算Ⅲは、連合本部の経費は全市町村で、各方面本部の経費は構成市町村で、各消防署所の経費は所在市町村でそれぞれ案分する方式とし、連合本部、方面本部、署所ごとに受益主体が負担し、出動件数や人口も加味した算定としております。

18ページは、先ほどの試算ⅠからⅢの結果となります。大変文字が小さくて恐縮です。現在の消防本部の単位で市町村ごとに分けて試算を行っております。ピンク色で塗っているところが試算Ⅰ、水色の部分が試算Ⅱ、黄色の部分が試算Ⅲの結果で、赤字が令和5年度歳出より減額、黒字が増額を示しております。なお、今回の試算は、経常的経費を対象に行ったものであり、投資的経費や広域化に伴う追加経費などは含まれておりませんので、全体の負担額については、専門部会での議論を踏まえて、今後お示しする予定です。

19ページからは、第2回総務部会で提示した職員の処遇の統一に向けた考え方です。Aの多様性尊重型とは、処遇統一を最小限にとどめ、市町村の判断と自立性を尊重するものです。一方、Bの均一化推進型は、処遇を早期に統一するのですが、市町村に多額の財政負担が生じます。県としては、当面は多様性尊重型を基本とし、必要最小限の統一を図

った上で指令システム統一などで財源を確保するめどを立ててから、段階的に均一化してはどうかと考えております。

20ページは、処遇改善の個別論点として4点を示しております。まず、（1）3交代制の採否です。これは職員の負担軽減につながりますが、導入には、104人の増員と、約7.8億円の追加経費の負担が必要となります。

次に、（2）給与水準の統一です。ローマ数字のⅰ高知市の給与水準に合わせて再計算をした場合、約4億円の追加経費負担が見込まれます。このためローマ数字のⅱ必要最小限の処遇統一として、次の4点を優先的に検討してはどうかと考えております。1つ目アは、新規採用職員の給与を高知市並みに引き上げるもので20人程度、約1,000万円の追加となります。2つ目イは、初任給の引上げに伴う若年職員の逆転調整で250人程度、約1.2億円の追加となります。3つ目ウは、小規模本部の欠員補充で45人分、約3.3億円の追加となります。4つ目エは、手当の統一や広域異動者への住居借上支援などです。

（3）階級制度の統一については、高知市の制度を基準に検討。

最後、（4）福利厚生についても高知市の制度を参考に検討してはどうかと考えております。

21ページは、地域枠の設定についてです。広域化後の新規採用は、広域連合が一括して実施することを基本としておりますが、その上で地域に根差した人材の確保を図るため、一定の採用枠を地域枠として設定し、採用することも検討を行っております。

22ページは、第2回通信・システム部会で提示した消防指令システムの運用状況です。高知市や南国市では、119番通報を受信すると大型モニターで車両の状況を確認しながら消防署へ指令を出しております。一方、嶺北消防本部や、幡多西部消防本部では、システムが未整備ですので、ゼンリンの地図で場所を探すといった手作業で対応しているのが現状です。広域化により県全体でシステムを共同整備すれば、15消防本部が別々に行っている119番通報の対応を一元化でき、経費削減、業務効率化、出動の迅速化につながります。

23ページは、指令システムで119番通報の現在位置を特定するイメージです。左の1は、携帯電話のGPSがオンの場合で、地図上に10から50メートルの誤差で位置の特定ができます。右の2は、GPSがオフの場合でも、およそその場所は把握ができます。また、このような地図情報を車両のカーナビのような装置と連携をさせることで、地理に不慣れな職員でも迅速な出動が可能となります。

24ページは、直近指令とゼロ隊運用のイメージです。奈良県広域消防組合の資料を引用しております。広域化により、管轄のカベがなくなれば、最も早く現場に到着できる部隊を出動させる直近指令や、近くに出動可能な部隊がない場合に、ほかの署の部隊が応援に入るゼロ隊運用ができます。これらにより、現場到着までの時間短縮や部隊の増隊が可能となります。

25ページは、指令システム整備によるコスト削減効果の暫定的試算です。①は、新システムを各消防本部が個別に整備をした場合、②は、現行レベルで再整備をした場合を示し、それぞれ県一による共同整備と比較を行っております。右下の赤枠は、イニシャルコストと、10年間のランニングコストを合計し、国の財政措置を活用した後の実質的な負担額を比較したものです。整備費用が少ない②の再整備と比較しても、県一で共同整備をした場合には、10年間で約15億円の節減効果があると試算しております。

以上、消防広域化に関する主な検討状況の報告です。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 見直しによって、52.5人分の余力が現場に配置できるということなんですねけれども。これはあくまでも人役での算定ですので、人数でいうと何人余力として生まれることになるんでしょうか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 ここは、人役でお示しさせていただいている理由が、高知市以外につきましては、兼務で業務に当たられているところがありまして、高知市は、1人役は1人と数えられるんですけれども、それ以外の消防本部については、兼務をされているため、どうしても人役でお示しする形になっております。

◎はた委員 本来、兼務することが望ましい業務状態なのか。現場の専門の救急隊員が指令もせんといかんという、異常な兼務の実態があるかと思うんですけども。それを解消した上で何人余力が生まれることになるのか。先ほどの答弁は、あくまでも人役の説明を繰り返されただけなので、私が聞いている何人ということで答えていただきたいんですけども。

◎鈴木参事兼消防政策課長 具体的な人数となりますと、兼務をどれぐらい解消できるか、実際の運用も踏まえて詳細に計算する必要があろうかと考えております。ですので、現時点においてシミュレーションできる人役の形でお示しをしております。

◎はた委員 現状の兼務については、望ましい形に解消していく方針でしょうか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 兼務については、解消する形で少しずつ取り組んでいって、負担を減らして、より現場に専念できるような取組をしていきたいと考えております。

◎はた委員 この間の議論のお話があったんですけども、特に財政面のところで、県としては、ハード面含めて全体に対する財政支援をしないという説明だったかと思うんですけども。全体でかかる費用が約101億円、そのうち高知市の負担は、30億円から33億円ということで、3割が高知市となるんですけども。県として、市町村や全体に対する財政支援を行わない理由をお聞かせください。

◎鈴木参事兼消防政策課長 県としての財政支援ですけれども、現時点では、分賦金の算定であったり、全体でかかる費用、それから組織の体制の再編の話を中心にさせていただいております。その上で、最終的にどれぐらい必要になって、さらには、シミュレーショ

ンをする中で負担額が減る市町村はいいと思うんですけれども、今まで以上に増えるところについては、市町村の財政規模から考えて、過大に負担という状況になれば、そういうところには、今後、県としての支援の検討が必要になってくると考えております。いずれにしても、もう少し先に実際、全体の費用にどれぐらいかかるかもお示しながら議論をしていくところかと考えております。

◎はた委員 共産党としても、消防の問題は、人手不足もあるということで、一般的な広域化の必要性を全否定しているわけではないんです。ただ、問題にしているのは、県一本化という体制、ここが本当に現場が望むものなのか、必要な形なのかを問うてきたわけですけれども。実際問題として、広域の訓練を各方面本部ごとされてるかと思うんですけれども、高幡地域だとか、いろんな形で広域訓練をされて、既に広域体制ができる所も県内にあると思うんです。それは、数としては幾つあるのか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 広域での訓練という御質問ですけれども、県内で広域に訓練をするということになると、例えば、緊急消防援助隊の訓練を毎年県一つでまとめて、皆さんで行っているというのがあります。

◎はた委員 それだけじゃなくて、常備消防の訓練として、高幡エリアとか、方面本部ごとのエリアで訓練をやったり、日常からの連携の実態は。

◎鈴木参事兼消防政策課長 方面消防本部の管轄は、広域化のこの指針の中でお示ししてますんですけども、現状ではこういった方面本部の形で管轄は区切られておりません。隣同士の消防本部の中では、訓練など日々行われていることもあるかと考えております。例えば消防防災ヘリが着陸するような、離発着の訓練に管轄の境のところであれば、お互いの消防本部が出てきて訓練をするといったことはあろうかと考えております。

◎はた委員 今ある人と、財政で最大の力を発揮しようと思うと、日常から連携をした近隣の市町村が、力を最大に伸ばせるような体制が必要だと、現場の方もそういう意味の広域化を訴えられているんだろうと思うんですけども。県としては、一本化にこだわってるじゃないですか。消防現場の方が思う広域化の形と、県が言う一本化という広域化の形、ここの議論に温度差があると私は感じるんですけども。危機管理部としては、今回のこの間の議論を通じて、広域化に対する形の温度差についてどう考え、認識されているでしょうか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 各市町村、各消防本部に温度差があるのは認識しております。ただ一方で、広域化するとした場合に、どういった組合せや形がいいかという議論をこれまでの専門部会の中でも話をしておりますが、広域化するのであれば、県一でやろうという方向性は皆さん同じかなと思っております。先ほど委員おっしゃったように、広域化の必要性を否定されるような発言まではなかったかなと感じています。ただ、スケジュールであったり、どういった内容を詰めていくかについては、様々御意見はあり、そういった

とこを踏まえて丁寧に議論しているところです。

◎江渕危機管理部長 鈴木参事から説明しましたとおり、高知県内の消防本部15ありますけれども、高知市以外が、人口10万人以下の小規模消防本部という状況です。はた委員御指摘の、隣同士の消防本部から広域化してはどうかという御意見に対しましては、県としては、その小規模な消防本部同士が広域化しても、なお小規模消防本部であり続けるという状況になります。今回、議会一括質問等の中でも、知事等がお答えしましたとおり、人口減少が全国に先駆けて進む中、また、南海トラフ地震が切迫している状況を考えてみると、これら小規模消防本部がほとんどの高知県では、県一での消防本部、広域化が必要だと県としては考えているところです。

◎はた委員 広域化を簡単にせよと言ってるわけではなくて、県一本化という形に、すごく温度差があると思って言っただけです。最後に聞きたいのは、奈良県に委員会で視察を行ったわけですけど、その奈良県でも、議論は全体でスタートさせたけれども、結果として、県一ではなくて県三つに分かれる、そういう形の消防の広域化というまとめ方を、奈良県はされたわけですけれども。高知県としても奈良のような、例えばですけれども、一本化ではない形もまとめ方としては、あり得ると考えて今議論しているのか。それとも、一本化しか考えてない、そういう議論なのか、県の認識をお聞きします。

◎鈴木参事兼消防政策課長 現時点での広域化の進め方の考え方ですけれども、やはり県一つにまとまって、将来にわたる消防サービスを確保していくこうというところで議論を進めています。先ほど委員から奈良のお話をいただきましたが、奈良とは地形であったり、置かれてる状況が少し違うところがありまして、どうしても高知県は横に長くて真ん中に高知市があるというところがございますので、そういった地形も考えると、やるのであれば一つで皆さんまとまらないかということを議論の大前提として話をしています。

◎はた委員 最後にします。いろんな温度差がある状態で、選択肢のない結論ありきの議論の場は、私はおかしいと思ってます。やっぱり議論をして、奈良のようなまとめ方もあり得ると。県として一本化したいという前提や説明、試算があったとしても、結果としては議論して、みんなの意見を聞いて、奈良のような形もあり得ると思ってやってる議論と、いやいやもう一本化しか考えてませんということでやってるのとは全然違うと思うんですけど。その点を聞いたわけですがどうでしょうか。

◎江渕危機管理部長 これまで、今年度入りまして全市町村長それから全消防長が入っての在り方検討会とワーキングまで含めて、多数議論を重ねてきております。そういった中で、参加する市町村及び消防長からは、この広域化を3つに分けたらどうかという議論や御意見は、ほとんどございません。県としては、人口減少が全国に先駆けて進む中で、現在人口65万人それからさらに人口が少なくなってくる中で、当面の措置として、例えば、3つに広域化したとしても、将来的にさらに人口が少なくなったときには、県一の議論は

必ず出てくるものだと考えております。そうしたときに段階的に3つに広域化統合して、さらにまた将来的に1つに統合するのは、その都度、かなりの労力マンパワー、費用をかけていくという状況ではない。全国に先駆けて人口が減っている、また南海トラフ地震の切迫度が高まっているこの状況におきましては、県一での広域化がベター、ベストな選択だと県としては考えている。これを、市町村長の皆様並びに消防長の皆様にもお話ししているところですし、もともとこの県一化であつたらどうかというのは、令和5年度に、消防長会の皆様から、県一で広域化を進めてはどうかという現場の皆様の声を元にしてスタートしたものです。

◎はた委員 巨大地震の南海トラフ地震が近く来ると。通常のこれまでの消防体制よりさらに強化が必要、そういうことを肌感覚で現場の方は分かってて、なのに人が足りない。ここは人口減少だけの問題ではなくて、巨大地震が来るということを想定した体制を現場が求めて、できる形として広域化という一つの考え方が当時出されたのかもしれませんけれども。やっぱり危機管理部として、人口が減るから、縮小していく形がベター、ベストなんだということではなくて、巨大地震が来ると言われて、それをどう乗り越えるかという体制を喫緊につくっていくと。それが、今ある体制の中、どうやって最大限の力を今以上に発揮をするか、そういうことを考えていくことが、部局として大事な視点じゃないかなと思うんですけど、その人口減少と言われると、巨大地震が目の前でも縮小しかないですよ。やっぱりそのところは、考え方をちょっと転換していただきたいなと思うんですけれども。最後の質問です。

◎江渕危機管理部長 南海トラフ地震への対応と人口減少の対応というご指摘ですけれども。いずれにしましても、しっかりと事前に備えておくべきだと考えております。とりわけ、消防に関しては、県民の皆様の人命、財産を守る大切な仕事として、人口減少が進む中、また南海トラフ地震の切迫度が高まっている中で、今のような小規模消防本部の体制でいいのか。さらに言えば、郡部の消防本部が人材確保にもう既に困っているという状況で、このままで放置していいのかという問題点が原点にあります。そういう状況から考えますと、先ほど申し上げてきました理由のとおり、県としては、県一消防広域化が必要だと考えているところです。

◎岡田（芳）委員 この広域化に、組織的にも財政的にも、県としてどう関わっていくか、その県の姿勢がいま一つはっきりしていないように受け止めておりまして、どういうふうに関わっていこうと考えておられるんでしょう。

◎鈴木参事兼消防政策課長 県としての広域化の検討のかかわりですけれども、まずもつて通常消防組織法で想定されている以上のところまで今、本県としては関わって議論をしていると認識しております。通常であれば、市町村の自主的な広域化ということなんですが、本県については一步踏み込んで、県もその広域連合の構成員の一つとして、消

防学校と防災航空隊を組み込んで一緒にやりましょうということで、一步踏み込んでやつております。実際、今日御説明させていただいた資料も職員の処遇であったり、分賦金の細かいところまで、お示ししておりますけれども、これは本来通常の組織法、法律上想定されているのは、次年度策定をする基本計画の次の実施計画、法律上その広域消防運営計画と言いますけれども、その内容まで一部踏み込んで議論をしているところです。ここは現場の声もしっかりと聞きながら、さらには県として、皆さんから求められてリーダーシップをとって、この議論をしっかり進めてほしいということで我々も、皆さんの御意見を丁寧に聞いて、資料を詳細に準備をし説明させていただいているところです。あと、財政負担の話は、冒頭でも述べましたけど、全体でどれぐらいかかるかはまだお示しをできておりませんので、そういうものもお示ししながら、各市町村の負担がそれでできるのかできないのか、県としてどれぐらい支援する必要があるのかも総合的に勘案する必要があるかなと考えております。

◎岡田（芳）委員 市町村、消防本部の現場からも統合を求める声があったというお話をしたけれども。この3月、今年度末には、全ての市町村議会で議決も経なければならないという状況なので、県が広域化を進める以上は、できるだけ詳しい中身を示していくことが当然求められると思います。それはしっかりと、もちろんやられてると思いますけれども、やっていただくのは当然だと思いますし、仮に足並みがそろわなかつた場合、これは、どんなに考えていますか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 広域化を進めるに当たって、足並みがそろわなかつた場合ですけれども、まず大前提として、各消防本部もそうですけど、各市町村の御理解があって、皆さんのコンセンサスが得られた上で広域化が大前提です。そこはコンセンサスが得られるように、我々としては、誠心誠意求められたものをお示しして、議論を今リードさせていただいておりますけど、皆さんの御理解のもとで進めていこうと考えております。

◎岡田（芳）委員 地域の人たちが安心して暮らせる、暮らしを守れるような消防力の強化が最大の目標だとは思うんですけども。本県は小規模本部が多く、逆に言えばそれだけきめ細かく地域と密着して、連携がとれている組織があるということも言えるわけですね。その中でそれぞれの消防本部の中の格差と言いますか、電話を受けて、ゼンリンの地図を開けているところもあれば、最新のシステムですぐ分かって指令を出してるところもある状況だと思うので、そこはしっかりとサポートしながら、システムの向上を当然図っていかなければならぬし、職員の処遇改善も進めていかないと。これは統合以前の問題といいますか、今まで統合と一体に進められようとしているとは思うんですけども、本来、統合とは別にやるべき仕事だと思うし、それを県もサポートをしていくというのが、これまでやられてきたことだと思うんですよね。それが一気に統合に進んでいくということですけれども、段階を追っていかないと、なかなかみんながまとまっていくのは難しい

んじやないかなと思うんですよ。それと、システムの問題もこれ2段階でやっていくんですか。システムも一遍に県一にするんですか。それとも、整備の遅れたところを一つ段階上げて、その後県一という段階踏んでいくんでしょうか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 消防指令システムの統合のことですけれども、これにつきましては、令和15年度を目途に、県一の指令システムを一つ構えようと考えています。そのときには、今未整備の消防本部も皆さんでお金を出し合って整備をしますので、実質的にも、旧の15消防本部全部がシステムを持てるになります。ですので、段階的といいますか15年度を目標に整備をするということで今考えて進めております。

◎岡田（芳）委員 15年度に一本化が事実上できるということですね。システムが統一されるということですか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 15年度を目指して検討しております。

◎岡田（芳）委員 現在もシステムがいろいろと更新されていますよね。そうなると、既に最新版のシステムを入れてる自治体もあれば、遅れてる自治体ももちろんあると思うんですけども。そういう自治体によっては、財政負担だとか、既存の機材をどうするかだとか、そういう問題も出てくるんじゃないかなと思います。そういう調整もされていくんですか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 15年度に向けてその更新時期が、各消防本部で異なりますので、そこをどのように調整していくかは、議論を今進めています。

◎岡田（芳）委員 財政面の負担にも反映されていくことになりますか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 更新にかかるその費用負担になりますと、国の方で一定指令の共同連携という枠の中では、更新にかかる延命措置というところで国の財政措置が使えることもあります。そういうところも広域化で活用できればと考えております。

◎岡田（芳）委員 人の問題です。地域の採用枠を取り入れるということだったんですけども、職員の異動の問題も当然出てくるとは思うんですが、その辺は、サポート体制といいますか、支援はどんなに考えてますか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 地域枠の議論につきましては、市町村長から検討会、部会の中で御意見をいただいて、今回新たに検討を加えたものになります。どうしても一括採用だけではなくて、地域ごとにその地域に密着した方を採用したいという御意見がありますので、ここをどのようにできるかを資料の中にも示しておりますけれども、ある程度柔軟性を持って取り組んでいきたいと考えています。

◎岡田（芳）委員 あと、消防本部と地元の地域の消防団です。そういう方々との連携というか、そこもうまくつながっていくのか心配もあるんですけども、そこはどういう対応をされていきますか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 消防団との連携というところ、冒頭でもお話しされた小規模

消防本部が地域に根差した、密着をした形があるということですけれども、まさにその議論が一番最初のスタートにありまして、40消防署所がありますけれども、ここは維持をしましょうということを大前提に議論しております。ですので、現在の自分の市町村管轄の消防署がなくなることは、現時点では想定しておりませんので、消防団の方が、そこの、自分の管轄の消防署と連携をすることは、何ら広域化後も変わらないと考えております。消防団との連携は非常に大事なところだと思いますので、さらに議論をやっていきたいと思っています。

◎岡田（芳）委員 将来的には、消防団も広域化という話になってくるんでしょうか。そういう可能性もあるのか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 消防団の広域化は、法律上対象外になっております。さらには別の指針等でも、消防団は、1市町村1団となっておりませんので、ここは変わらないと考えております。

◎横山委員 分賦金の算定ですけど、全市町村で、マイナスになったりプラスになったりっていうのが、試算のⅠとⅡで言うたら約半々ぐらいですよね。そこら辺が、自分ところはマイナス、自分とこはプラスだっていうところの、ある意味不公平感と言いますか、当然その広域化は今後の人口減少と中山間対策、また、大規模災害に備えてしっかりとやっていくべきだと思うんですけど。やっぱり市町村の理解ありきっていうことも言われましたけど、このプラスであったりマイナスであったりっていうことに関して、どのように、県として考えてるのか、理解を求めていくのか教えていただけますか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 お示しをさせていただいているこの試算上は、各市町村でかなり凸凹がありますので、こういったところができる限り平準化することが望ましいと考えています。試算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲどれでいくかもまさに今、財務部会の中で議論をしております。その上で、現状お示ししております経常的経費といいわゆる人件費であったり、そういったところの令和5年度分だけを見ての計算になってますので、これを、令和6年度分も含めてみるとか、あとは、投資的経費という全体の額もまだお示しをできておりませんので、広域化でかかる経費が全体でどのくらいか、さらには、一番最後にお示しをしました消防指令システムで削減できる効果もありますので、そういった削減効果と併せて、全体で見て、プラスマイナスがどうかを、今後議論していきたいと考えております。

◎横山委員 現状で、消防機能は各消防署がやられてて、今のところ、どこの地域でもしっかりやられてるっていう中で、今後を見据えて広域化になったときに、うちのところはこうや、うちのところは安くなるとかっていう話は、理解を求めていくときに、ここはしっかりと説明しながら、県としてもできる限りの対応が、まず求められるところじゃないかなと思いますので、その辺の検討を深めていただくように、これは要請ということで、よろしくお願ひいたします。

◎橋本委員 いろんな議論を聞かしていただいたんですけども、この消防の県一化は、誰が主体でやってるのかが、少し見えてこないところがあります。県漁協の一本化の件からも、少しあは学ばなければならない。県が余り前のめりになると、どういうことになるのかっていうことがありますし、それから、県民の命と財産を守るのは当たり前の話です。県がやるもの当たり前やけど、市町村がやるもの当たり前なんです。基本的には、この話が市町村のほうから出てきたのであれば、市町村のほうにきっちと、このことに対して向き合うように言わんといかん。こういうことになると、それぞれのやっぱりいろんな駆け引きが絶対出てきます。お金の問題、資産の問題で、そのことに対して県はどんなに腹をくくるのか私分かりませんが、ただこれも、例えば15年にやりたいということになるならば、これが例えば20年だったり30年だったりしても、ずっと旗上げ続けて、やるっていうことに対しては、私はいかがなものかと思ってます。これに対して、きっちと結果責任を示さんといかんと思います。いつまでもだらだら長くやっていいものではないので、そこはしっかり市町村に、もう少し自分たちのこととして向き合っていただくという姿勢を、特に高知市には求めたいと思います。

◎鈴木参事兼消防政策課長 御指摘のとおりだと考えておりまして、まさに消防は市町村消防の原則と言われ、市町村でやっている事業でございます。そういう観点も含めて今、県が主導してリーダーシップをとって議論を進めておりますけれども、実際に現場でサービスを行うのは市町村ですので、その市町村において、議論をもっと深めていくことは非常に大事だと考えております。今まさに御指摘ありましたとおり各市町村の中での議論を、これまでの半年間は、我々のほうでかなりリードしてやってきた中で、市町村のほうにもしっかり説明していただいて、市町村長も当然入ってはいらっしゃいますけれども、まだ議論がここまで尽くされてなかつたり、まだ市町村議会で議論がしっかりされてないところもありますので、そういうところも今後しっかりやっていただくように依頼もしております。我々としても資料をしっかりとお示ししていかないといけないと思っております。いずれにしても、皆さんの議論、理解のもとで進めていかないといけないと思ってますので、県としては、しっかり丁寧に資料を説明し、準備をして、市町村の皆さんとしっかり議論して進めていきたいと考えております。

◎橋本委員 よく分かりましたが、今から市町村それがこの議論にどんどん入り込んでくるということで、ただ、このときに、県がやりゆうことやきとか、県が考えてくれるやうきとか、私はそんな話では駄目だと思ってます。こういう議論にしちゃいかんがよ。とにかく県は、市町村でやらなきやならんことをサポートしてやってるんだよというスタンスはしっかり置いちゃかんと、県が先にいってしまうと、私はなかなか難しい状態になると思います。そういうことも含めて、対応していただければありがたいと思います。何か今聞いてると県が前に前にいってるような気がして、どうなのかなという不安があるの

でお話をさせていただきました。

◎江渕危機管理部長 先ほど橋本委員から御質問ありました、主体はどこなのか、からお答えさせていただきますと、消防組織法上、広域化が必要と認められる場合は、都道府県の役割として、今ここで、我々取り組んでる基本計画、法律は推進計画と呼んでますけれども、推進計画は、都道府県がつくっていくことになってますので、その法令上のたてつけの中で、今、この基本計画づくりを県が主導しているところです。また、市町村に向き合っていただくようにするために、今年度4月に立ち上げました基本計画在り方検討会には、全ての市町村、全ての消防長に参画いただきまして、その上で、議論を積み重ねているところでして、これまで前半部分は、県が資料を示したりして、議論を誘導してきたところがありますけれども、市町村にもしっかりと主体的な考えを持っていただこうということで、意見照会をかけて、それぞれの市町村から、あるいは消防本部から意見をいただいたり、より積極的に参画して、自分たちでも考えていくことにも併せて取り組んでもらっているところです。しっかりと市町村との合意形成、コンセンサスを得られるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

◎橋本委員 資料を作るなと言つてゐるわけではなくて、当然資料は作らなければ駄目だと思います。当然県民の生命と財産を守らないかん。当たり前の話だと思うんですが、ただ、基本構想、基本計画でこれを認めたときには、当然皆さんが主体となってやらないかんと、県が前に出てやり過ぎると、今まで皆さん経験してるじゃないですか。そこを私は言つてるので、そういうことに対して、しっかりと腹の中において対応していただきたいということを言つてます。要請です。

◎樋口委員 いろんな意見があると思うんですけど、まず第1に、これくらいの資料を作つてあなたがた大変やつたと思いますが、この資料を見て思つたのは、マイナスはどこですか。なんでも物を始めるときは、プラスの面とマイナス面があります。全てプラスじゃないから、どこにこれをやつた場合のマイナス点が書かれているか分析されているか。なかつたらこれゼロよね。

2つ目は、高知市の基準給料が県下でトップですわね。その基準に合わせて、消防行く人が10万円もろうて、事務職員は9万円とかになつたら、そこでまた内部から文句が出てくるんじやないかと思う。もう一つこれも小さい話ですいません。例えば、救急は高知市に集中するでしょう。そしたら、集中して足らなかつたら南国市とか、土佐市から呼びますわね。そしたら、これ不公平ができるんじやないかと思うわけなんです。そこらあたりのマニュアルをしっかりとしないかんと。総体的に考えたら、総務省で消防をやつたという知事が、ここまでやりたいといふんだったら、それは知事として僕はやるべきと思う。知事のリーダーシップを出して、知事が高知県民のためになると思うてやってるんだったら、これはすべきと思う。もしこれがだめだったら、知事は責任をとつたらえいで

すから。そこまで言ってるんだったら。これから先を総体的に見たら、これはやるべきだと思ってます。ただ、さっき言ったような修正すべきところ、皆さんのが言つたような検討をさらにしていくべきところは、いっぱいあると思いますから、これから時間もまだあるから、いろいろな意見を生かしてほしいということ。いろんな会も、市町村長が出てますけど、市町村長の中で、この問題に詳しい人、情熱を持ってる人、独自の考えもった人が何割おるか。先ほど、橋本委員の言うたように、県一漁協の場合も、JAの場合も、少數だけど、詳しい人がおったかなあという部分もあります。そういうことも含めまして、とにかく前向きに皆さんの意見を聞いてやってほしいという要望です。

◎鈴木参事兼消防政策課長 まず、マイナスの点ですけれども、資料の中でいいことばかりではなく、デメリットもというご指摘かと思います。マイナス面では、財政負担がどうしても増えるところもあるというのが、これは一つ明確に言えるところであろうかなと考えております。

2点目は、高知市の給与に合わせるというところですけれども、先ほど資料の中でお示したのは、再計算ということですると年間4億円かかる試算を示しましたけれども。実は部会の中では、もう1パターンお示ししております、この再計算というのは、例えば、郡部で働いてる10年目の消防本部の方が、統一した際に、高知市で10年働いてる人と同じぐらいに、今の給与から引上げて、高知市の給与に合わせることにすると4億円なんですねども。そうではなくて、もう1パターンの高知市の給与表に統一をする、言うならば今もらってる給与の直近上位、もうほぼ現給保障で変わらない形に、給与表を統一して、そこに位置づける。一方で消防職員の給与を見ますと、1級から3級までが高知市とかなり差がありまして、4級以上は同じ給与表を使われてますので、若手の方の初任給の調整と、逆転調整をしっかりすれば、県全体としては、同じ給与表で、今働いてる方も変わらずできる。財政負担の観点からしても、多様性尊重型と書きましたけれども、そういう形が一つどうかということを県としてお示しをしております。

3つ目の救急の話ですけれども、まさに御指摘いただいたとおり、高知市の救急需要は県内で一番多いですので、直近指令をうまくシステムに組み込まないと、高知市に救急車が集中する可能性はあります。ですので指令システムは、15年度と言つてますけれども、その前から指針の整備もそうですが、部隊運用のところをしっかり考えておかないと、ただ、システム上直近に出すだけにしてると、県内の救急車が全部高知市に集まってしまう可能性があるので、ここはしっかりと、現場の意見も踏まえながら、どれぐらいになつたら応援に入るとか、もしくはその地元に救急車がいなければ、戻すとか、こういったところは、事前の計画でもそうですし、システム上も、組み込まないといけないと思っております。

4点目の市町村長の中で、何割ぐらいがっていうことですけれども、感じとしては、郡

部の中山間を抱えてる市町村長の皆様方はやはり、これは検討を進めるべきだという御意見をいただいているかなという印象はあります。

◎はた委員 高知市に対する知事の見解、また委員からも、高知市が向き合ってるのはどういうような印象を受ける発言や、知事の答弁があるわけですけれども。主体性を大事にするということが基本であるなら、高知市は、市の消防体制をどう将来的に維持して、南海トラフに備えるかを考えて、今の体制のベースがあるので、当然、高知市としてそのベースを下げるということにはならない。けれども、そのことを議論で言うと、高知市は全体のことを考えてないんじゃないのか、みたいな知事の答弁があったと思うんですけど。あれは本当に、失礼な話だと私は思うんですけども。危機管理部としては、知事の発言を変えるわけにはいきませんけれども、高知市が主体性を持って議論に参加していると捉えているのか、高知市が全体のことを考えてないと捉えてるのか、確認の意味で、部長にお聞きをしたいです。

◎江渕危機管理部長 今回議論には、桑名高知市長も積極的に毎回参加してくださって、この広域化の議論に熱心に取り組んでくださっております。先ほど申し上げましたように、高知市は、現時点では、高知市消防局として、市民の人命財産を守るために、鋭意取り組んでおられますけれども。我々高知県としては、県全体を見たときに、先ほどから申し上げますとおり、人口減少が全国に先駆けて進む中、また、県内に小規模消防本部が多い中で、高知市にも中核的な役割を担った消防広域化が必要だということを、説明しているところでして、そういう意味では、高知市が広域化の上では、中核的な役割を果たしていくなければならないという気持ちは、市長も、また、消防局の幹部の皆さんも持っていたい、それに向けて、どうすべきかということで、これまで、専門部会やワーキンググループ等で議論を積み重ねている状況です。県としては、引き続き、高知市を含めた県内全ての市町村、また消防の皆さんに御理解をいただくよう説明し、またコンセンサスを得ていくように努めていきたいと考えております。

◎樋口委員 これいろんな考え方あるんですが、さっきはた委員が言った、知事の発言が失礼という話なんですが、聞く人によって失礼になるかならないかもあるし、僕は知事としたら、事実を議会で答弁してほしい。僕は聞いて、これは失礼な話やなとあのときは別に思わなかったけど、僕としたら知事の発言は、個人的に問題ないと思う。

◎下村委員長 自分から最後に。この内容自体は、本委員会で奈良県を視察させてもらって、やっぱり難しい問題と理解しました。特に今回挑戦しているのは、全国初の事例になろうかと思います。ですので、委員の皆さんから出たように、丁寧な議論を進めながら、最終的には、各市町村の議会に承認もいただかないといけないということが本当に大前提あります。その意味では、こういった資料を提出していただくことも大切ですし、やっぱりそこは誠意を持って、最終的に取り組むのは、市町村であり、市町村の皆さんのが目指す

ものをつくり上げていくことに、高知県が協力しているということを忘れないように、頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

質疑を終わります。

以上で、消防政策課を終わります。

以上で、危機管理部を終わります。

《健康政策部》

◎下村委員長 次に、健康政策部について行います。

議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎中嶋健康政策部長 総括の説明をします。当部から一般会計の補正予算議案1件を提出しております。資料の2ページが、補正予算の総括表です。

今回の補正予算につきましては、総額で2億2,452万2,000円の増額をお願いするものです。概要としましては、医療提供体制の確保対策としまして、病床数の適正化を進める医療機関に対する支援と、医師の偏在区域内で開業する診療所に対する支援を行おうとするものです。詳細につきましては、後ほど担当課長から説明いたします。

続きまして、当部で所管します審議会の開催状況についてです。資料の3ページ令和7年度各種審議会における審議経過等一覧表を御覧いただきたいと思います。令和7年6月の定例会の開催以降、昨日までに開催されました審議会は、右端の欄に令和7年10月と記載のあります、高知県歯と口の健康づくり推進協議会など6件で、主な審議項目、決定事項など記載のとおりです。また、審議会の委員名簿は、資料の9ページ以降にまとめておりますので、御確認いただければと思います。

最後に、報告事項として、交通事故の損害賠償請求訴訟の終了についてと、地域猫活動に係る補助制度の見直しについての2件を御用意しております。詳細につきましては、後ほど担当課長より御報告いたします。

以上で、総括の説明を終わります。

◎下村委員長 続いて所管課の説明を求めます。

〈医療政策課〉

◎下村委員長 医療政策課の説明を求めます。

◎高橋医療政策課長 補正予算案について、御説明いたします。2ページを御覧ください。

今回の補正予算は、国の補助金及び一般財源を財源として、総額で2億2,452万2,000円の増額をお願いするものです。右側の説明欄を御覧ください。まず1つ目保健医療計画推進事業費の病床数適正化支援事業費交付金ですが。こちらは、病床数の適正化を進める医

療機関を対象に、入院医療継続のために、病床削減により、診療体制の変更を行う事業に対して支援を行うものです。前回6月議会で国の第1次内示分であります、100床分についての予算をお認めいただいております。その後国から第2次の内示がありまして、今回、追加で44床分を計上しております。合計で144床分となっております。

次に、2医師確保対策事業費の診療所開業等支援事業費補助金につきましては、次のページの資料で御説明いたします。3ページをお願いをいたします。こちらの事業ですけれども、一番上に記載がありますが、事業の目的としましては、今後も一定の定住人口が見込まれるもの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定をした上で、この支援区域において診療所を開業、または承継する場合に、当該診療所に対して、設備整備、一定期間の地域への定着支援を行うことによりまして、地域の医療提供体制の確保を行うものです。

資料中ほどを御覧ください。支援の前提となります重点医師偏在対策支援区域ですが、こちらは、国が提示する候補区域、こちらは、幡多区域が候補となっております。これに、都道府県が、地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議して選定するもので、本県では、最終的には高知市及び南国市を除く32市町村をこの支援対策区域としております。これにつきましては、第8期高知県保健医療計画におきまして、医師少数区域である幡多保健医療圏に加えまして、安芸保健医療圏、高知市と南国市を除く中央保健医療圏、高幡保健医療圏においても、局所的に医師が少ない、医師少数スポットとして定めております。加えて、医師養成奨学貸付金制度等の医師確保のための施策におきましても、高知市及び南国市以外を、医師の確保を特に図るべき区域としておりすることから、同様に設定をしております。

事業の概要と補助対象については、資料下段を御覧ください。まず（1）設備整備事業は、診療所の運営に必要な医療機器等の購入費を補助するもので、補助率は2分の1、基準額は1か所当たり1,650万円となっております。

次に（2）地域への定着支援事業は、診療所を開業する場合の地域への定着に必要な経費を補助するもので、補助率は3分の2、基準額は診療日数によりまして異なります。支援対象の診療所につきましては、7月に事業の活用を希望する診療所の調査を実施いたしました。その結果、幡多保健医療圏の3つの診療所から、それぞれ、診療所として必要な医療機器等の購入を支援する、設備整備事業と、先ほどの定着支援事業の2つについて、活用の希望がありました。なお、先ほど申し上げましたが、本事業では診療所の開業のみならず、承継についても支援対象となりますが、今回、活用希望のあった3件は全て開業によるものとなっております。

医療政策課の説明は、以上となります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 大事な予算だと思っております。いかに使い勝手のいい形になるかという意味で、お聞きをしたいんですけども。本当に病院がなくなってきたところにとて、大事な予算なんですかけども。例えば、1つの場所、診療所を2つの医療団体、経営体が共同で回していくというか、動かしていくというような、それぞれが少ないけれども、できるだけ連携して、その地域で医療体制を取っていくこうというふうになった場合も補助金は使えるんでしょうか。1団体、会社だけなのかどうか、そういう連携も含めて利用可能なのか。

◎高橋医療政策課長 連携で可能かどうかに関しては、個別に国に確認する必要があると思いますので、確認させていただきますけども、趣旨としては、事業が承継されることが大事という制度でありますので、できるだけ認められるように、県としても話していきたいと思っております。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、医療政策課を終わります。

以上で、健康政策部の議案を終わります。

《報告事項》

◎下村委員長 続いて、健康政策部から2件の報告を行いたい旨の申出があつておりますので、これを受けることといたします。

〈保健政策課〉

◎下村委員長 まず、交通事故の損害賠償請求訴訟の終了について、保健政策課の説明を求めます。

◎田邊保健政策課長 報告事項資料の2ページを御覧ください。当課からは、交通事故の損害賠償請求訴訟が終了したことについて御報告いたします。

資料の1交通事故の概要にありますように、令和2年12月に発生しました県の公用車と、県民が運転するオートバイとの交通事故について、相手方から損害賠償を求める請求訴訟が提起され、争っていたものです。

2高知地裁判決では、県側の過失が大きいとする判断が示されまして、この判断を不服として控訴し、3高松高裁判決では、過失割合は変更されませんでしたが、県側から相手方に対する支払い額は、合計で約530万円余りと、第一審に比べ約140万円を減額する判断が示されました。これは、休業損害等について、県側の主張がおおむね認められたものです。

この高裁判決を受けまして、担当弁護士とも協議をしました。右上のとおり、裁判を継続しても、県側に有利になる材料がないことや、県側の主張が一部認められたことなどを踏まえ、高裁の判決を受け入れる判断をいたしました。

その後の経過としましては、5判決後の対応状況についてのとおり、7月3日に上告し

ないことについて決定を行い、14日には相手方に金額や支払い方法などを通知し、31日に賠償金の支払いが完了いたしました。

なお、県から相手方に対しては、県が加入する公用車の任意保険から、遅延損害金を加えた約600万円余りを支払いました。

説明は、以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、保健政策課を終わります。

〈薬務衛生課〉

◎下村委員長 次に、地域猫活動に係る補助制度の見直しについて、薬務衛生課の説明を求めます。

◎大森薬務衛生課長 当課からは報告事項としまして、地域猫活動に係る補助制度の見直しについて御説明いたします。

猫の不妊去勢手術の補助制度につきまして、今年度から地域住民が主体となり、猫を管理する地域猫活動への助成にかじを切り、個人で活動するボランティアの助成を廃止し、団体向け支援1本に見直したところです。地域猫活動を進めることにより、住民間のトラブルの防止や、活動する個人の負担軽減などを図るために見直しましたが、団体による地域猫活動に切り替えるには、一定の時間が必要な理由から、結果としまして、県の補助制度についてこれていない市町村が多くあり、また、一部で、個人向けの支援がなくなったことによる混乱も生じてきました。このような状況では、再び猫が繁殖してしまう恐れがあることから、年度途中ではありますが、激変緩和策としまして、制度を見直すこととしましたのでその概要を説明いたします。

資料1ページを御覧ください。左上の（1）につきまして、現行の地域猫活動、団体向けの制度でありまして、市町村への2分の1の間接補助となっております。この補助制度の創設が困難な市町村には、その下の（2）にありますように、市町村の財政負担なしで、県の補助制度が利用できるように見直していきます。受付窓口だけは市町村にお願いいたしますが、その他の事務は県が行っています。これにより、全ての市町村で地域猫活動を行う団体が助成を受けられることとなります。

次に資料の右上になります。今回激変緩和策のため改めて設けます個人ボランティア向けの支援の内容です。（1）は、個人向けの補助制度がある市町村へ間接補助を行うもので、市町村の継ぎ足し補助は任意といたします。その下の（2）は、左側の団体活動向けと同様に、市町村で年度内に補助要綱の制定が難しい場合、受付窓口のみ市町村が行うパターンになります。これによりまして、全ての市町村で個人ボランティアが助成を受けら

れることとなります。以上新たに設ける制度につきましては、事前の市町村への周知や、ボランティアのお知らせをした後、11月4日施行の予定といたしまして、本年4月に遡って適用したいと考えております。なお、予算につきましては、当初予算で対応可能ですので、補正予算は計上しておりません。

次に、今後の方向としまして、下段の令和8年度から9年度の欄を御覧ください。来年度からは、左側の地域猫活動、右側の個人向けとともに、全市町村に間接補助をお願いする予定です。市町村の財源負担は任意とし、また左側の地域猫活動に対しては、よりインセンティブをつけるため、県の補助額の増額を検討しているところです。

最後に資料の一番下、令和10年度以降ですが、引き続き地域猫活動への移行を進めながら、個人向けの補助に対する県の支援につきまして、令和9年度までの状況も見ながら、段階的に縮小・廃止の方向で検討してまいります。

説明は、以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎横山委員 地域猫活動は、かなり定着してきていると思うんですけど、住民とのトラブルであったり、活動をしていく中での問題点は、県としてどのように把握しているのかお聞かせいただけますか。

◎大森薬務衛生課長 この地域猫活動というものが、地域のトラブルを回避しようというものです。令和8年度から9年度の取組として、アドバイザー派遣を考えております。こちらは、地域猫活動に専門的な知識を持っている方を派遣しながら、地域の問題を解決していきたいと思っております。

◎横山委員 そのアドバイザー派遣は、ぜひやってもらいたいんですけども。この地域猫活動はすばらしいことだと思うんですけど、一方で、何かこういう声があったとか、こういうトラブルがあったとか、だからアドバイザーの派遣になったんだとかいうことがあつたら教えていただきたいのですが。

◎大森薬務衛生課長 7月にセミナーを開いておりまして、そちらのほうで地域の意見も聞かせていただいています。やはり地域で説明会も開いてほしい、活動している地域も広報してほしい、活動についてもっと多くの人に知ってもらいたいという声も聞かれておりますので、地域猫活動はどういうものかという広報等もしっかりとやっていきたいと考えております。

◎横山委員 その地域猫活動をするということと、住民との融和を図っていくことが一体となっていかないといけないと思うんです。そういうところを是非注意してやっていっていただきたいなと思います。

◎はた委員 地域猫活動の個人向けの補助については、将来的に縮小廃止の方向ということなんですかとも、実態として、なかなかグループで活動ができない方もいるし、個人

でこういったトラブル解消をしてくださる方は、ありがたい存在でもあるので、地域全体でこの問題を考えていくための団体への補助を強化することは、賛成なんすけれども。個人をなくしてしまうことによって、全体的に地域猫活動に関わる人が減ってしまわないかという問題も心配してるんで、その点はどう配慮しながら地域全体でこの問題に対応していくのか、その点を最後にお聞きしたいです。

◎大森薬務衛生課長 市町村ボランティアや県のほうで、この取組を支援していきたいと考えております。ただ10年度以降、縮小・廃止とこの資料で説明しておりますが、7年度から9年度の活動状況を見まして、段階で決めたいと思ってます。必ずしも、廃止という方向ではないので、状況を見ていきたいと思っております。

◎橋本委員 地域猫活動の団体活動向けの補助制度でマル新のやつなんですが、償還払いでの、遡及して適用するじゃないですか。これは領収書か何かが証明になるんですか。

◎大森薬務衛生課長 領収書をお持ちいいただくとか、添付していただきましての支払いとなっていました。

◎橋本委員 動物病院とかそういうところでやった領収書とかを、市町村の窓口に持つて行けばいいわけですか。

◎大森薬務衛生課長 窓口は市町村となります。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、薬務衛生課を終わります。

以上で、健康政策部を終わります。

委員の皆様、今日決算特別委員会が、お昼の間にありますので、ここで昼食のため休憩としたいと思います。再開は午後1時でよろしくお願ひします。

(昼食のため休憩 11時28分～12時57分)

◎下村委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

《子ども・福祉政策部》

◎下村委員長 次に、子ども・福祉政策部について行います。

議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、課長に対する質疑と併せてて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎西村こども・福祉政策部長 総括の説明をいたします。子ども・福祉政策部が提出しております議案は、条例その他議案の1件です。まず2ページですが、条例その他議案の説明をいたします。

当部所管の第9号高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案につきましては、

本年12月に予定している民生委員の一斉改正に併せまして、市町村の意向も踏まえながら、必要な定数の見直しを行うものです。詳細につきましては、地域福祉政策課長より御説明いたします。

次に、当部で所管をしております審議会等の開催状況です。本年6月の危機管理文化厚生委員会以降に開催した審議会は、右端の欄に令和7年9月と記載しております。高知県社会福祉審議会など8件です。一覧表に主な審議項目、決定事項等について、また、審議会等を構成する委員の名簿を一覧表の後ろに添付しております。

説明は、以上です。

◎下村委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈地域福祉政策課〉

◎下村委員長 地域福祉政策課の説明を求めます。

◎市川地域福祉政策課長 高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案について御説明いたします。

新旧対照表にありますとおり、6市町村の定数を改正しようとするものです。このたびの条例改正は、民生委員法第10条により、委員の任期が3年となっており、本年11月末の任期満了に伴う一斉改正を行うこと、また、現行の定数を定めました令和4年以降、地域の状況の変化などにより、民生委員が担当する地区の区割りや定数の見直しが必要となる地域が生じておりますことから、議案のとおり定数の見直しをしようとするものです。

次に、委員定数の考え方について御説明いたします。次のページをお願いします。1条例改正の趣旨に記載していますとおり、民生委員の定数は、民生委員法第4条により、あらかじめ市町村長の意見を聴き、厚生労働大臣の定める基準を参照して、市町村の区域ごとに定めることとされており、中核市である高知市を除く33市町村について、県条例で定めております。本条例議案をお認めいただきましたら、新しい定数に基づき、市町村から推薦のあった候補者について、県から国に推薦し、厚生労働大臣から委員を委嘱されることとなります。

次に、2定数改正の内容の表を御覧ください。市町村名のすぐ右の列が各市町村の新しい定数となり、四万十市ほか5市町村に記載しています。括弧の数字は、現行の定数との差になります。今回の改正では、定数を増やすのが香南市と黒潮町の2市町。定数を減らすのが四万十市、香美市、北川村、中土佐町の4市町村で、33市町村を合計しますと、現行の1,744名から、3名減の1,741名となります。香南市と黒潮町につきましては、一部の地区で宅地開発に伴い、世帯数が増加していることから、担当する民生委員の負担軽減の観点から、担当地区を分割するなどして定数を増やすものです。一方、四万十市、香美市北川村、中土佐町につきましては、山間部の人口減少により、民生委員が担当する地区的世帯数が減少していることなどから、民生委員の負担が過剰にならない範囲で、地区を合

併するなどして定数を減らすものです。

今回の改正案につきましては、各市町村からの見直し案を元に、定数増減の理由や民生委員活動への影響、自治会や民生委員児童委員協議会との協議を踏まえた、市町村の意向などを考慮して、適当であるというふうに判断したものです。改正条例の施行期日は、民生委員の新しい任期が始まります。本年12月1日としております。

説明は、以上になります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎岡田（芳）委員 1点だけ教えてください。民生委員には、暮らしに寄り添った大事な仕事をしていただいてますけれども、現在の充足率は、幾らになりますか。

◎市川地域福祉政策課長 民生委員の充足率は、高知市を除く県所管分でいきますと、94.8%です。

◎岡田（芳）委員 その充足率の変化は、5年間でどんなですか。

◎市川地域福祉政策課長 変化はございません。おおむね90%から95%の間で推移しております。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、地域福祉政策課を終わります。

以上で、こども福祉政策部を終わります。

《文化生活部》

◎下村委員長 次に、文化生活部について行います。

議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎池上文化生活部長 9月議会への提出議案及び報告事項について、総括説明を申し上げます。まず、条例その他議案について御説明いたします。令和7年度9月高知県議会定例会議案目録を御覧ください。

まず、高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案です。これは、国において関係法令の一部を改正する法律の施行により、引用規定を整理する必要が生じたことから、条例の一部を改正するものです。

続きまして、高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案です。これは、高知城歴史博物館の次期指定管理者の公募による選定に当たり、指定管理者が行う業務を整理するために必要な改正を行うものです。

続きまして、報告事項についてです。旧陸軍歩兵第四四連隊弾薬庫及び講堂の適切な保存と、平和の尊さなどを学ぶことができる場としての活用を目指し、策定することとしております、保存活用計画について、計画のポイントや整備に向けた今後のスケジュールな

どを御報告いたします。

なお、議案及び報告事項の詳細につきましては、それぞれの担当課長から御説明申し上げます。

最後に、文化生活部が所管しております審議会の開催予定などについて、御報告いたします。令和7年度各種審議会の開催予定についてを御覧ください。当部が所管しております審議会の開催日や、主な審議項目などを記載しています。

なお、前回の委員会以降に開催した審議会につきましては、委員名簿を4ページに掲載していますので御参考ください。

私からの説明は、以上です。

◎下村委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈歴史文化財課〉

◎下村委員長 初めに、歴史文化財課の説明を求めます。

◎山崎歴史文化財課長 高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案についてです。

まず、改正の概要です。高知県立高知城歴史博物館は、現在、土佐山内記念財団を指定管理者として管理運営を行っておりますが、現在の指定管理期間は、今年度末で期限を迎えます。このため、今年度、次期指定管理者の選定を行うことになりますが、その選定を公募により行うこととしましたことから、指定管理者が行う業務を整理するために必要な条例規定の改正を行うものです。

次に、改正の背景です。高知城歴史博物館は、旧土佐藩主山内家に伝來した山内家宝物資料等を保存し調査研究、展示することを目的に設置された施設です。この山内家宝物資料は、山内家と県の合意のもと寄贈等を受けてきました約67,000点に及ぶ資料であること。またそれは、この宝物資料等の保存管理や研究を行う法人、現在の土佐山内記念財団の設立を前提に寄贈等を受けたものであることという、これまでの経緯を踏まえると、宝物資料等の保存管理や調査研究、展示などの学芸業務は公募になじまないと考えられることから、これらの業務につきまして、県の直営とした上で、土佐山内記念財団に委託する予定とし、それ以外の部分につきまして、指定管理者が行う業務とすることとしております。

改正の内容ですが、現在は、博物館の業務全般を行うこととしており、指定管理業務を県直営業務と指定管理業務に分割し、県直営業務を指定管理者の業務から除くよう整理を行い、第19条第3号におきまして、指定管理業務から、博物館の資料等の維持管理に関する業務を除外することとしております。

具体的な業務としましては、主な指定管理者の業務に記載しておりますとおり、事業の企画、広報、運営、施設の利用許可や利用料金の収受、施設や設備の維持管理といった業務を、指定管理者の業務として行っていただくことになります。なお、学芸業務でありま

す山内家資料の展示に関する企画等は、同財団が引き続き行うものであり、第19条第4号による事業の企画には含まれておりません。

また、第1号の指定管理者の許認可業務におきましても、山付家資料等のほか、学芸業務に関するものは、同財団との協議及び了解を得た上で行っていただきます。その他の業務の実施に当たりましても、土佐山内記念財団との十分な協議のもとに進めていただきます。

この改正条例の施行日は、次期指定管理期間の開始日であります令和8年4月1日です。

続きまして、指定管理業務と委託業務の区分につきまして、御説明します。まず表の左指定管理業務の欄です。指定管理業務は、大きく4つの項目となっております。

まず1つ目は、施設の利用の許可等や許可の取消し等に関する業務です。主な業務としては、施設の利用、写真、資料の撮影等の許可及び取消し等ありますが、先ほども御説明しましたとおり、これらは土佐山内記念財団と協議し、了解の上実施することとし、協定で明記いたします。

また、4つ目の設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務につきましては、学芸業務に当たります、山内家資料等の展示以外の運営、また、入館者の増を目指した事業の企画、ホームページ、広報による情報発信などとしております。

その他施設の利用料金の收受、減免、還付に関する業務などは、表に記載のとおりです。

続きまして、表の右側委託業務です。県から山内記念財源へ委託を行いますのは、学芸業務全般ですが、項目としては、山内家資料等の展示企画、山内家資料等の展示作業など、記載の内容を予定しております。

歴史文化財課からの説明は、以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎竹内副委員長 この館の中のエリア分けみたいなものが分かっていれば説明いただけたいなと。

◎山崎歴史文化財課長 高知城歴史博物館は、建物が三階建てになっております。1階部分は、実習室及びホールなど施設の貸出し部分、あと販売の部分。2階ですが、喫茶室など利便性に係るもの。3階におきましては、総合展示、企画展示などの展示に関する部分に大きく分かれています。

◎竹内副委員長 指定管理と、委託業務とに分ければどういうふうになるんですか。

◎山崎歴史文化財課長 3階の部分は、総合展示、企画展示の部分ですので、主に学芸業務といったエリアに分かれようかと思います。2階部分につきましては、便益施設、喫茶等のところは、指定管理業務。1階の部分につきましても、主に貸館、貸室のところになりますので指定管理業務と、大きくそういう形に区分されるかと思います。

◎岡田（芳）委員 幾つか聞きたいですけれども。先ほど質疑ありましたけれども、土佐

山内記念財団と今度の指定管理者との連携がどうしても館を運営していく上で必要だと思うし、十分な協議のもとで行ってくださいという御説明だったと思います。文字どおりそのことが非常に大事だと思っております。それでこそ館としての機能や役割が果たせるんじゃないかと思うんです。こういう区分表がありますけれども、一つは、（2）の利用料金の収受で、ここについて、大きな目的として収益を増やしていって、業務の改善、特に、職員の処遇改善等にも使っていくんだというお話だったと思うんです。それに対して我々も、収益を上げることが本来の目的ではないということを指摘したときに、収益は、館運営上やむを得ない場合は取れるんだという知事の答弁でした。それで私の代表質問のときに、知事は、使用料の部分は、ある程度マージナルに上げていきたいと思っておりますと。マージナルというのは、言葉、文脈によっていろいろな解釈ができますけれども、必要最小限とも取れますし、限界にというふうにも取れますし、これはどういう意味で知事が答弁されたのか、いま一つ分からなかったところですけれども。いずれにしても、使用料の部分を上げていきたいということをおっしゃいました。これは施設の運営に充てるので、博物館法の趣旨には何ら反するものではないとも答えられた。やっぱり収益を求めていくと、どうしても、利用料の収受のところに求めてくるんじゃないかと思うんです。館の今の収益状態を見たら2、3割が利用料ということで、どうしても利用料の収受に、重きがかかるくるんじゃないかと思うんですけども、そうした懸念に対してどんなお答えをしますか。

◎山崎歴史文化財課長 利用料の収受につきましては、指定管理業務ですので、今回新たに指定される事業者になろうかと思います。利用料金につきましては、現在定まっているものがございます。我々としては、収益、収入の増を見込んで果実をもって、例えば処遇の改善、あるいは魅力的な展示そういうことでお願いしたいということになっております。現在の利用料金を直ちに、この指定管理の時期に、改定ということはまだ議論には上っておりません。将来的には、そういうものが視野には入ってこようかと思いますが、一方で、公の施設ですので、利用しやすい料金体系も必要になってくるかと思います。今後、指定管理者の公募に際して、事業者から提案があるかと思います。その部分の提案でどのような集客力の向上につながる提案になるかは、審査委員会でも精査をしてくることになるかと思いますが、直ちに利用料金を上げることは、県はまだ考えておりません。ただ、例えば、企画展というか、新たな事業内容で一定収益、利用料金を求めるものに対しては、今後審査というところで我々がきっちり確認をして次期の指定者を選定して、議会にお諮りする、そういうことになろうかと思います。

◎岡田（芳）委員 料金設定に県が関与できるんですか。

◎山崎歴史文化財課長 高知城歴史博物館の利用料金ですが、こちら利用料金制をとっておりますので、今条例上も標準の金額は定めておりますが、それに対して0.5～2倍の間で、

指定管理者が、県との協議の上定められることになっております。

◎岡田（芳）委員 65歳まで無料ですよね。前の質疑で知事も、そういった点が、将来的には変わる可能性があるみたいなお話をされたと記憶してるんですけども。非常にその辺も気にかかるところなんです。やっぱり、公の文化施設として、県民の共有財産をみんなが利用しながら、文化の振興を図っていくという役割を果たすために、できるだけ広く、安価に利用していただくのは基本にすべきだし、博物館法の趣旨にも沿ってると思います。それが崩されて収益を求める余り、入館料だとか、部屋の利用料だとか、ホールの使用料が上がるとかいう形になれば、ますます遠のいていく懸念もあるので、そこはどこまで県が関与できるものかなと思って今お聞きをしたところなんですよ。上限は設定できる形にはなるということですか。

◎山崎歴史文化財課長 現在の条例上も利用料金制の下の上限というところで、県との協議を経た上でとなっておりますので、そのスキームの中での設定になろうかと思います。

◎岡田（芳）委員 条例関係で、高知県立高知城歴史博物館設置及び管理に関する条例の第7条ですけれども。それと今度の改定案の19条との関係です。19条では整理されてますけれども、7条については、3項あります。最初に、学術研究その他の目的のため博物館の資料等の撮影、複写、模写、模造等をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならぬとありますけれども、これは指定管理者なんですが、財団になりませんか。どう整理されてますか。

◎山崎歴史文化財課長 現在第7条で定めております資料等の撮影、模写といったものの許可につきましては、次期の指定管理におきましても、現状のままで考えております。ただし、例えば資料の中には、専門性を要するもの、例えば、貸館、貸室でもそういった学芸的な専門性を要する場合、そういう判断が必要にならうかと思います。つきましては、一定の学芸的な専門性を必要とする、といった施設の利用、許可等は、山内記念財団と協議を行った上、了解の下、許認可を行うことを今考えております。

◎岡田（芳）委員 そうなると、指定管理者の許可を得てと、明確に書いてあるので、この7条はおかしいことになりはしないかとも思うんです。協議を得る、求めるなんていうことは言ってませんので。いかがですか。

◎山崎歴史文化財課長 許認可業務につきましては、こちらの条例の規定にありますとおり指定管理者と定められております。条例上の規定に基づきまして、そのところはもう変わらないということです。ただ、その許認可をするに当たって、助言というか、判断を行う際に、現状学芸的な管理を行っている財団のほうに御相談をすると。そういうことは、一定必要にならうかと思います。

◎岡田（芳）委員 条例の運用上、そういう形で協議をして進めるということになるんでしょうか。

◎小椋副部長（総括） 指定管理業務なんですかけれども、もともと指定管理業務に出さなければならぬ事務は、指定管理者がやらなければならない業務の中に料金の収受とか、許認可事務っていうのは決まってますので、これも指定管理者じゃないとできない業務になります。それをやる運営上、財団の了解とか、事前の協議を通じて、大丈夫かどうかという確認をとっていただいて、実際の事務は、指定管理者がやるという整理になります。

◎岡田（芳）委員 そしたら第7条の2と3です。これも同じ扱いになるわけですか。例えば、2でいったら前項の場合において、博物館の資料等は、指定管理者が特に必要があると認める場合を除き、博物館以外の場所で使用することができない。3の指定管理者は、第1項の許可に博物館の資料等の管理上必要な範囲内で条件を付すことができるということと同じ扱いになるわけですか。

◎山崎歴史文化財課長 第2項、第3項におきましても、第1項と同じような考え方で、必要に応じて山内記念財団との相談の下で許認可を行うことを考えております。

◎岡田（芳）委員 ちょっとそこが気になったもんですから、どういう整理をされているのかなあということでお聞きしたところです。

スケジュール的に城博館の場合、本当にタイトな日程になってくると思うんです。ほんでも要綱等もこれから作成という御説明だったと思うので、本当にこれでいいのかなど。余りにもタイト過ぎて、本来の行政の姿というか、運営の仕方として、あるべき姿かなあと。余りに急いでると思うんですが、そこは、きっとやれるんですか。

◎山崎歴史文化財課長 今回の高知城歴史博物館の指定管理、従来でしたら12月に指定者の選定ということで議案を御提示、御相談しておりますが、今回は、県政運営方針の改定と併せて、公募の開始を考えております。公募の開始は、10月中をめどに、現在、準備をしておりまして、募集の期間は、これまでと同様60日間、こちらの期間は確保をさせていただくというところで、翌年に審査委員会を経まして、2月に指定議案を提出ということで、一定こういうスケジュールで可能ではないかと考えております。

◎樋口委員 簡単に言えば、どう見てもこれちょっと慌てすぎみたいな感じがするんですけど。また中が、AとBの複雑な事情でしょ。そこらあたりひとつどうしてここまで慌ててやるのか。その理屈は、やっぱりおかしいと思います。それはそれで論議があったからいいとして。これ、基本に戻るんですが、その県の施設といえども、僕は収益が必要だと思います。なぜ収益が必要なのかというと、例えば今100万円儲けていると、これ150万円儲けようと思うたら考えないかんでしょ。考えてどうやって展示をしてどのようなことをしたら、お客様がよく来てもらえるか。結論は、多くの人に来てもらいたいわけでしょ。これやっぱり収益を出すという命令がもし出た場合は、民間企業だったら、来年倍に売上げをせよいうたら、夜も寝ないで考えますよ。今のままだったら別に何にも考えなくてもいいじゃない。そうしたら、この館の内容、クオリティーが上がっていかないと、僕思う

んです。そういう意味で僕は、基本的な収益が必要だと思ってます。

それからもう一つ、この件に関して、2つの主体になりますわね。意思疎通が十分いかないと、組織というのは理屈じやなくて、あいつが好き、嫌いで物すごくなるんですね。ほんとやっぱり指揮命令系統は、いずれにせよ一本にしたほうがいいと思うけど、今さら言っても手後れかも分からんけど、口に出さなかつてもそのうち、フツフツ噴出してくるんですよ。そこらあたりはしっかり明文化して、どこまでも明確に分かるようにはっきり区切りを切つちよかないかん。先ほどの答弁聞いてましても、何かあんまり、淡々ときれがよくないわけよ。切れがよくないということは、十分に審議した上での提案じゃないんじゃないかと思ってます。いずれにしろ、区分をはっきりしたということを明示してほしい。それについてのお答えでいいです。

◎山崎歴史文化財課長 樋口委員がおっしゃったように、今回業務が2つに区分をされます。当然同じ施設で、場合によっては違う団体が勤務するということですので、外から見れば一体の館ですので、その意思疎通は非常に大事になってこようかと思います。今回募集に当たりましても、運営に関しては、それぞれ両者の協議を密にして行なうことはきちんと明文化をする、あるいは実際にスタートした際も、連携会議なのか企画会議かちょっと分かりませんが、そういう会議体で意思疎通を図る。そこはきちんと求めるように、県としても考えております。

◎橋本委員 条例案ですので、5条、6条、7条それぞれこういう、例えば、山内記念財団と指定管理者との二重構造という状況ができてくることはもう実情です。ただ、皆さんそれぞれ指定管理者に対しての話をしてますけれども、財団に関して、財団の活動そのものに制約がかかるのではないか。それからもう一つ、財団そのものの運用益に対してどう考えているのか。それから、財団そのものの社会的な目的があるはずなので、これに対してどう向き合っていくのか。私はそこら辺がまだわからないんです。ここまで、指定管理者に対して話をしなければ、財団の活動そのものが制約されることになりかねないのか、この辺はどう考えてますか。

◎山崎歴史文化財課長 委託業務に係る部分になろうかと思います。こちらのほうは、先ほど区分表を御説明しましたが、これまでの経緯、山内記念財団と県との申合せに基づきまして、こういった形で整理しております。学芸業務につきましては、従来どおり財団に県から委託ということで考えております。ただ、学芸業務につきましては、きっちりこれまでと同じように制約というか、基本的な役割、そういったものが行われるよう、損なわれないようにというところは、委員おっしゃるとおりです。そこにつきまして、委託ですので、今、区分を分けておりますが、学芸業務につきましては、きっちり従事できるような形で整理したいと思います。

◎橋本委員 私が言っているのは、幾ら財団だからといって、財団そのものの活動もある

わけじゃないですか。その財団の目的というのは、自分たちが持っているものに対して、ある一定の運用益をもって、社会的な価値感をしっかりと高めていくと。教育的にもそうですよ。そういう役割があるにもかかわらず、例えば、今のこの状況だと、二重構造になって、全ての宝物管理を指定管理者に了解をとらなければ、財団そのものの活動が全くできてないような状態の条例案になってるわけです。それでいいのかを聞いてるわけです。

◎山崎歴史文化財課長 高知城歴史博物館が収蔵管理しております宝物資料につきましては、これは県の所有で財団が管理をしております。次期の指定につきましても、これは財団が管理をすることになりますし、特に指定管理者の許可が必要だとそういう整理になつております。

◎橋本委員 区分しちゅうき大丈夫やろみたいな話なんですけれども、条例案にこういうふうに書かれると、基本的には、写真等の撮影についても、指定管理者の了解を得なければできないじゃないですか。そういうことがあるのかということです。

◎山崎歴史文化財課長 写真等の許認可につきましては、指定管理業務ということで指定管理者の許認可になります。技術的に、財団に相談ということはありますが、そのところは大丈夫かと考えております。

◎橋本委員 財団が、写真を撮っていただきたい、例えば、教育的な目的のためとか、広報のために、そのことに対してもさつきも話があったように、指定管理者の許可がなければそれもできないということで理解していいのか。

◎山崎歴史文化財課長 今、城博が管理しております資料は、県のほうから財団に委託をして管理していただくという整理です。このため、指定管理者の了解、許可というところが必要ないと考えております。

◎橋本委員 ということは、県の許可だけもうたらええっていうこと。

◎小椋副部長（総括） 許可につきましては、もともとの宝物管理とかは財団がやってますので、これを財団がどのように使うかは財団の判断です。この指定管理者の許可というのは、第三者、別の方、例えば県民とか、あるいは主催したりとか、そういうときの許可になります。

◎橋本委員 財団が使うときには別に問題ないけれども、ほかの人が見たいとか、ほかの人が来たいとかいうことに対しては、指定管理者の了解を得なければできないという、そういう理解なのか。

◎小椋副部長（総括） そのとおりです。

◎岡田（芳）委員 それも運用上、混乱するんじゃないかなと今説明聞いて思いました。やっぱり最初に聞いた第7条の扱いに関わってくると思うんですけども。そこを判断する、研究を使う場合だとか、一般の県民が見る場合だとか、調査する場合だとか、いろんなケースがあるので、そのときに本当にそういう整理ができるのかなと。財団としての

活動が保障されるのかが今の質問を聞いて、非常に、気にかかりました。やっぱりそこは、第7条の捉え方をもうちょっと分かりやすく整理をする必要があるんじやないかと思ったんですけど、それいかがですか。

◎小椋副部長（総括） そちらのほうの整理につきましても、財団と協議をしますし、問題のないよう運用するように、しっかりやらせていただきたいと思っております。

◎はた委員 まず条例の改正議案ですので、現行条例に照らして、どこがどう変わっていくのかというところでお聞きをしたいんですけども。今回、改正後19条の中に、業務の一部が変更になるということなんですねけれども。現行の条例の19条は、業務に掲げるものではないんです。現行の例規集で言う、県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例、これが、条例に照らしてみたときに、19条は、指定管理者の指定等に関する項目になりますよね。私が言いたいのは、現行条例の19条を変更するということなんですねけれども、現行条例で、業務に関することを書いてるのは、17条なんですねけれども、これどう違うんですか。

◎山崎歴史文化財課長 今回条例改正を御審議いただいておりますのは、高知城歴史博物館に関する条例改正です。歴史民俗資料館につきましては、特に改正の予定はありませんので、現行高知城歴史博物館の条例の19条に、指定管理者が行う業務を上げております。

◎はた委員 大きくは、条ずれがあるということですけれども、大きな枠組みは、何ら変わりませんのでお聞きをします。今回、改正の背景の中に、宝物資料等の保存管理の業務は公募になじまないことからという理由になってるんですけども。公募するしないの適否の判断については、どこが評価を行って、この適否を判断したのか、そういう協議はしてないのか。

◎山崎歴史文化財課長 今回の県立施設の公募化に関しましては、全庁的に県政運営方針の中で、まず施設運営の自由度の拡大を図ろうと、制約が行われている、そういった自由度を拡大する。それと公募化、今は直指定ということで特に審議もなく公募している。そこは、セットで議論しなければいけないという外郭団体の在り方全体の見直しの中で、今回の高知城歴史博物館も議論をしておりました。一方で、その議論の経過の中で、山内記念財団と県との間では、平成6年に寄贈の際の申合せ、そういったものがありました。その申合せに基づきまして、そちらのほうは、やはり尊重すべきだろうということで府内でも協議を重ね、今回、その資料等の維持管理につきましては、公募になじまないということを判断しました。このため、今回、改正条例ということで、資料の管理等に関する学芸業務と、その他の部分は指定管理業務ということでの区分けで整理して、御提案しております。

◎はた委員 指定管理業務の運営指針に照らしてお聞きしたいんですけども。公募を行わない今回の事例がそうですよね。宝物の場合は、直営ということなので、公募を行わな

いことについて相当な理由がある場合は、あらかじめ、その適否については、外部有識者の意見を聴取することということになっているんですけれども。意見を聞いたというふうに言われているんですが、自らが、県がつくった運営指針において、外部有識者等の意見を聴取すると。このことを、どういう形で行ったかを聞きたかったです。

◎小椋副部長（総括） 委員がおっしゃっているのは、指定管理を全て公募で行う場合、ただし書に書いてる知事がというところその部分の話をされてると思いますので、今回の件とまた話が別になります。それではございません。

◎はた委員 指定管理の選定の前提として、この運用指針に何が書かれてあるかというと、その適否を公募するのか、公募から外すのか、そのことについては、外部有識者の意見を聴取することと、運営指針の第3指定管理者の選定手続に関する事項の（1）公募の原則というところで書いてあるんですけども。これに照らした場合、例えば、県は、審査会、委員会、そういったものを開いて、専門家の意見をきちんと出してもらって、その中で評価を公表してから、手順に入るのが筋ではないかと思うんですが、それをしたのかどうか。

◎小椋副部長（総括） あくまでも、公募をするときの話でして、それ以外の部分は県の直営でやると。もう大前提の話ですけれども、公の施設は直営をするのか、あるいは指定管理に出すのか、どちらかになりますので、直営の部分に関して、決めるのは県ですのでそちらの部分については、意見を聞くって話じゃなくて、公募にした場合にどうするかっていうお話をされてるんじゃないかと思うんですけど。

◎はた委員 現状は、直指定という形であるけれども、指定管理制度にのっとる状態じゃないですか、それが違うというんでしようか。

◎小椋副部長（総括） そうですけれども。公募に出す部分の話をはた委員はされてると思いますので、今回公募に出さない部分の話の意見を聞くという話にはならないということを、申し上げてるところです。

◎はた委員 運営指針にどう書いてあるか、公募の原則ということで書かれてあるんですが、最後まで読んでいただくと、なお、公募を行わないことについて、今回と一緒にですね。公募を行わないことについて相当な理由がある場合は、適当な団体を選定することができるけれども、あらかじめ、その適否について、外部有識者の意見を聴取することと書かれてるので、それに当たる手續を踏んだのかをお聞きをしてます。

◎小椋副部長（総括） これまで直指定の場合、公募によらず、随意契約になりますけれども。直指定やる場合は、委員会とかそういったものにより別の外部有識者から話を聞くことはあります。今回その話はまた別になります。

◎はた委員 直指定も、この指定管理の枠でやってるじゃないですか。知事も答弁は、その認識ですよ。それが違うんでしょうか。書いてるじゃないですか。

◎下村委員長 もう少し分かりやすく、一言で言うと。

◎はた委員 直営ではないと。指定管理の中の直指定を県は選択してるんですよね。

◎小椋副部長（総括） これまで直指定を選択してたんですけど、今回の話は直営です。直営と直指定とはまた別の話です。

◎はた委員 だから、現状の城博の団体は、直指定だけれども、指定管理としての事業評価を受けてるんじゃないんですか。

◎小椋副部長（総括） もちろん今までそうです。直指定を受けてます。

◎はた委員 なので城博の財団は、直指定だけれども、指定管理者としての評価を受けてきたわけですよ。なので、県がつくっている指定管理者制度に関する運用指針に照らして、この間もやってきたと。この直指定のやり方を変えますと。城博の宝物については、公募じゃない、指定管理じゃなくて、直営に戻すというわけですから。当然、ここ第3の第1項公募の原則の後段にある公募を行わない場合、あらかじめ、その適否について外部有識者の意見を聴取しなければならない、これが県の指針ルールじゃないんでしょうか。

◎小椋副部長（総括） そのお話は、原則は公募であって、ただし書で、直指定ができる、その場合、随意契約をする場合に意見を聞くということになりますので、直営の場合は、また話が違いますので、これには当てはまらないんです。

◎はた委員 一般的に指定管理は公募という形です。条例の第2条を出していただいたら分かるんですけども、条例の第2条の第2項、相当の理由がある場合は、知事が適当であると認める法人その他団体を指定管理者の候補として選定できる。これが、つまり、直指定のことですよね。なので、指定管理の運用指針の枠の中で、指定管理者として、城博の財団は、ルールを守ってきたんではないでしょうか。その財団の在り方を変える。指定管理ではなくて、直営に変えるということなので、そうなった場合に、運用指針に照らすと、選定手続に関する事項の公募の在り方、その後段の、公募を行わない、今回のように指定管理から変わる、また公募から変わる、そういう場合については、あらかじめ、その適否については、内部じゃなくて、外部有識者の意見を聴取することって書いてるじゃないですか。それを、手続として、今回されて、議案として出てるように、公募はなじまないから直営にするという判断をしたのではないですかと。手続論を聞いてるんです。

◎小椋副部長（総括） 繰り返しになりますけれども。指定管理の中の公募の話の場合は委員がおっしゃるとおりなりますけれども、直営はその上に来ますので、全く関係ない話です。

◎樋口委員 入口が二つあるがと、ないみたいな話で、平行線が続きゆうき、一度休憩とってきれいにやったほうがましやないですか。

◎下村委員長 今話の内容が、かみ合ってないので、1回ここで休憩とって、御説明をしてあげていただけますか。それから、もう一度会に戻したいと思います。5分間ぐらい休憩をとります。

(休憩 13時49分～13時54分)

◎下村委員長 委員会を再開いたします。

◎はた委員 今回の山内記念財団の宝物資料の部分について、直営ということで説明がありますけれども、資料には、括弧して、財団に委託しております。この根拠について、まず説明をお願いいたします。

◎山崎歴史文化財課長 こちらの資料の改正の背景の4つ目の丸のところですが、こちらの山内家資料、そういったものの管理は公募になじまないというところで県の直営と。例えば、そういった山内家資料67,000点ございます。そういったものの保存、調査を、今回は、これまで指定管理業務の範疇にしていたものを1回、県の業務ということで、戻させていただきます。本来は県の職員がやらなければいけないんですが、あいにく県にはそういった学芸員、資料の調査などを行う職員がおりませんことから、例えば、建築のコンサルとかそういった設計を組む場合にも、県の職員がやれない、足らないところは、外部のコンサルさんにお願いしますが、そういった専門性を持っております山内記念財団に、県の業務をかわりにやってくださいという委託、そういうところで御説明しております。

◎はた委員 公募になじまない県の考え方には、説明いただきましたけれども、公募の部分と、直営の部分とに分けたことに対して、今まで担ってきた財団は、どういう判断をしているのか。話をしてきたんだろうと思いますので、その状況をお知らせください。

◎山崎歴史文化財課長 今回こちらの業務を指定管理業務にする、あるいは県の業務にする、こちらのほうは県の判断になります。ただ、一方でこれまでの経緯、平成の時代に山内家と県との間で申合せがあり、そちらの申合せには、県は山内家資料の保存管理を行うための法人を設置するということを明示しております。そういうことで財団そのものがこういった宝物資料の保存、あるいはそれに付随する調査、研究といったものを期待されている。そういったところを改めて我々は確認をしました。そういった経緯は、最大限尊重するべきだろうという府内のこれまでの議論を踏まえまして、今回こういった山内家資料の保存管理、こちらのほうは、県に戻すということで、条例の改正を提案しております。

◎はた委員 宝物の部分を直営に戻すだけではなくて、今回の条例改正に関わっては、委託業務の部分と、その指定管理で公募する部分が分かれていますよね。こういう分け方をして欲しいということを、財団の方は、協議のときに言ったのかどうか。どういう協議があったのかをお聞きしたいんです。

◎山崎歴史文化財課長 こちらの制度を設計する際に、山内記念財団とは、こういう県の整理をさせていただきたいということで都度御相談、打合せをしながら進めておりましたので、一方的に県のほうが、これでいくのによろしく頼むということではなしに、協議の

場を設けさせていただいております。

◎はた委員 財団とは、この区分をすることに合意があつたんでしょうか。一部直営、一部公募する形について財団が合意したんでしょうか。

◎山崎歴史文化財課長 これまでの協議の中で、合意というかそういういった協定とかそういうものはありませんが、基本的にこういった方向で業務を区分するというところは御相談をしつつ、その方法についても、今、具体的に検討を進めているところですので、財団のほうがこれではちょっとまずいというお話は承っておりません。

◎はた委員 なぜ聞くかというと、宝物のほうを、学芸業務として直営にするとしながらも、実態は、課長が述べたとおり、県職員に学芸員がいないから、財団にお願いをするということで、直営の部分も財団が担っていくわけです。その直営の部分を担うと想定されている財団の方の合意がない状態で、条例改正含め話を進めていいのかと。もう1点聞きたいのは、指定管理における、この間、業務の状況評価を財団も受けてきたかと思います。専門家に、業務が十分できているかどうかの評価を受けてきたと思います。その点も含めて教えていただきたい。

◎山崎歴史文化財課長 今回県の直営業務にする宝物資料の管理、こちらにつきましては、これまで山内記念財団が行っております。来期につきましても財団が行うそこのスキームは変わりません。また、今回行った業務の区分、学芸業務については、県から財団へ委託でお願いするというところは、財団の役員、代表のほうとお話を聞いて了解をいただいております。これまでの評価につきまして、山内記念財団は直指定ということで、直に公募にかけずに指定をするということで5年の都度、指定管理期間が変更する都度、審査委員会にかけております。そこで財団の活動のところも評価をしていただいて、これだったら大丈夫だということで、評価の上に直指定をこれまで2期続けてきました。また、高知城歴史博物館の評価は、やはり対外的にも高いものがあり、しっかりとそういった学芸業務をきちんと行っているというところは、私もお聞きしているところです。

◎はた委員 十分に答えていただけてないなと思うので、再度聞くしかないんですけれども。財団との合意があつたのかについて、あつたと言われたけれども、それは宝物に対する直営の部分であって、一部切離して、指定管理の公募化しますよね。そのトータルで、今回の館が区分されて一部直営、一部公募こういう形を財団が合意したのか。もしくは望んでいるのか。その点の話合いの中身を聞かせていただきたい。

◎山崎歴史文化財課長 財団と県とのお話の中で、御了解をいただいていると認識しております。

◎はた委員 公募の部分が残るので、その点についてお聞きをしたいんですけども。城博の設置及び管理に関する条例の中に、指定管理者の指定、つまり選定基準についての規定があると思うんですが。それは、何条で、簡単にどういうことが、選定基準として書か

れてあるのかまず説明いただけますでしょうか。指定管理者の指定等ということで、条があると思うんですけど、何条ですか。一般的には、ほかの設置及び管理に関する条例には、ちゃんと指定管理者の指定等ということで、選定基準が書かれてあるんですけど。

◎山崎歴史文化財課長 高知城歴史博物の設管条例の21条のところで、指定管理者の指定等という条項があります。こちらのほうでは、指定管理者の候補の選定に係る際に、必要な要件を5号にわたって掲載しております。こちらの部分になろうかと思います。

◎はた委員 その中に、博物館の管理が県民の平等利用を確保することができるものであることとあると思うんですが、確認できますか。

◎山崎歴史文化財課長 第21条第1号にあります。

◎はた委員 その点で聞きますが、県民の平等の利用という意味は、お金があるなしで利用できないということがあつてはならない、最大限の配慮が要るということだと私は認識しますが、担当課はどういう認識でしょうか。

◎山崎歴史文化財課長 21条の1項の平等利用に関しましては、施設の利用あるいは、貸館、貸室、そういうところに何か専属的なというか、利権があるというか、そういったことではなく、基本的に利用したい人が低廉な料金で利用ができる、そういった公平性をうたっているものと理解しております。今回の選定に関わりまして、そういった平等利用のところはきちんと評価項目には入れるべきじゃないかということで考えております。

◎はた委員 今まで、山内記念財団が、そのことも含めて運用管理してきたと思うんです。でも今回区分表にあるとおり、料金だったり、施設の利用の許可、取消し、そういった権限のところは、財団ではなくなる可能性があると。指定管理者になっていくことが、可能性としてはあるわけですけれども。なぜ、財団から、この部分を切り離さなければならなかつたのか。その宝物だけ直営で委託、この部分を同じく直営で委託ということを考えられたと思うんですけど、そうじゃない。分けたその理由についてお聞きします。

◎山崎歴史文化財課長 今回の条例改正は、県全体の方針と整合性をとっておりますが、これまで外郭団体の在り方の見直し、こちらの全体のスキームの中で、まずは、施設は公募にしようというどこがあります。ただ、一方で山内記念財団につきましては、平成に申合せをした、宝物管理につきまして財団のほうが管理していくそういったところを、最大限尊重した結果、その部分、学芸業務、資料の管理の部分のみは、今回公募にしない。県の業務に戻すという判断をしております。このため表の左側にあります、指定管理業務、こちらのほうは、県の他の施設と同様になりますが、基本的に指定管理業務のままで、こちらは公募させていただきたいと。ただ、公募になってどの事業者が選定されようとも、平等利用の原則は、これまで財団が管理していたときと同じように、もちろん保障されなければいけませんので、そのところはきっちり我々としては、管理をしていきたいと考えております。

◎はた委員 担当課は、そう言われるんですけれども、この外郭団体の在り方の変更について知事がどう言っているかというと、公募にする部分の意味について、高付加価値のサービスの提供と言っているんですよ。高付加価値のサービスとなると、料金を上げていくということが前提の枠組みに転換されることになるわけです。なので、宝物資料が直営であったとしても、ほかの料金設定や、施設の管理運営については、ほかの団体が、知事の言う、高付加価値というテーマで、料金を引上げていくことが可能になってしまいます。つまりそのことが、21条の県民の平等の利用を確保するというところから、離れていくのではないかと思うんですけども、どうでしょうか。

◎山崎歴史文化財課長 こちらの平等利用につきましては、館の利用、あるいはその館の観覧といったところの平等をうたっております。知事が高付加価値のサービスを提供するというところは、これまで議会のほうでも申し上げてますが、料金の値上げは必ずしもセットという議論ではないと認識しております。この高付加価値のサービスとは、これから指定管理業務を公募するに当たって、民間企業を含む、提案者から御提案があろうかと思います。その提案の中に必ずしも料金の値上げ、そういったものが含まれるかどうかはまだ、県のほうでは分かりませんが、こちらの平等利用というところは、基本的にみんなが同じ条件で館を利用できる、閲覧できるといったものをうたっていると理解しております。

◎はた委員 最後に確認なんですが。県民の平等の利用の保障は、料金にも関わってくると思うんです。その認識はないんでしょうか。

◎山崎歴史文化財課長 高知城歴史博物館は、利用料金を徴収しております。そちらの料金につきましては、現在、個人500円というところで、基本的には低廉な料金ということでできるだけ低くというところで、我々平等利用ということは、そういった料金設定でも守られているんじゃないかなと認識しております。

◎はた委員 今まで、指定管理の枠組みの直指定という形で、山内記念財団が運営をしてきた。それは学芸部門も、施設管理部門もトータルで連携をして、例えば学芸部門が忙しいところは、施設管理部門の人たちが応援に入る、施設管理で忙しいときは、学芸部門の人たちが応援に入る、そういうことで、トータルで効率的によりいい体制で運営をされてきたと。だから、毎年の事業評価では、Aランクの評価が出てきたんじゃないかと。その施設が、今回、一部直営、一部公募というふうな切離しをされることで、本当に、一体的な、そして県民のための平等の利用を保障できる運営ができるのだろうかと。そのことに対して、指定管理ではないから、外部評価が要らないという答弁がありましたが、制度上そうだったとしても、大きなシステム変更、枠組み変更になってくる。このことについて、本来なら、運用指針になくとも、有識者の意見を聞いて、議論をしていくのが、私は筋だと思いますので、最後、その1点を求めて。あと、拙速な判断をするべきじゃないと思っ

てますので、その拙速な判断をしないように求めたいと思いますが、その点も含めて、部長にお伺いいたします。

◎池上文化生活部長 先ほどお話のありました、大きな変更なので外部委員に聞くべきじゃないかという点につきましては、県全体の取組の中で、一体的に、その自由度を高めるというところと工夫していくところで、方針を決めてやっていることあります。山内記念財団につきましては、やはり学芸部門の方々を中心に、専門性とか、ノウハウっていうところを、引き続いてやっていくところに重きを置かれているのは、私どもも共有する中で、感じているところでありますし、山内家と県との間の、平成6年の申合せの主旨も最大限尊重して、今できる、基本公募というところは、維持しつつ、学芸部門については、直営、委託という形で、財団にお引受けをいただく整理をしたところです。財団がこれまでやってこられた、館の運営に対しては、私ども先ほど課長もお答えしまし、本会議の場でも少しお話ししましたけれども、例えば地域への貢献、それから観光への貢献といったところも先取りをしていただいて、取り組んでいただいているということは本当にこれまで、館長はじめ、学芸員の方々、ほかのスタッフの方々の御努力で、それを実現していただいていることなんですねけれども。その部分で、一番大きなところは、やはり学芸部門の今の学芸員さんたちが築いてこられたところを、引き継いでいくことをまず大事にしたい。それと、指定管理者の公募について全体としては、県の方針としてやっていくことでやっておりますので、そこを一体的にやっていく中で、一番最初に公募の時期を迎えるところとして、どういう判断、どういう運用ができるのか判断させていただいたと思っています。

◎槇尾委員 大きな課題として、やはり1つの施設を2つの団体がしていくことに不都合がないかというところがあると思うんですけども。例えば、他県で、学芸業務とその他の業務を分けて別々の団体に委託している文化的施設など、もし例があれば教えていただきたいと思います。

◎山崎歴史文化財課長 他県の代表的な例として、これは歴史系ではありませんが、島根県は、多くの館もそうですが、美術館、こちらについては管理部門、管理維持の部分は指定管理、あと、学芸的な専門業務は県の直営ということで区分をしております。そのほか他県でも幾つか、そういう事例があります。今回の制度設計に当たりましても、財団の皆さん関係者の皆さんへのヒアリングというか、そういう打合せはもちろんですが、他県の事例も参考に制度を設計したところです。

◎槇尾委員 他県のそういう事例も参考にしていただきながら、今回はその外郭団体の在り方検討会の中でこういった形になつたとと思うんです。私自身は、学芸業務とその他、やっぱり強化と普及ではないですけれども、二つを分けて考えていくことは、城博がよりよくなるためには大変いいことだと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願ひい

たします。

◎岡田（芳）委員 島根の例を言われたんですけれども、あそこもそれぞれの組織が同じ部屋で、長年一緒にやる中で、だんだんと熟してきたというか、こなれてきたという話も伺っております。それで、知事が9月12日の記者発表でこう述べているんです。建物としての物理的な管理は、効率性がポイントだと。より大きいのは全体の経営の企画経営方針をつくっていくことだと。それで、具体的にはどういう企画展をやるのか、常設展示をするのかということで、最終的には学芸部門との対話で決まっていくと。経営の立場から、そういう展示の提案、それは指定管理者の仕事になると言っているんですよ。指定管理者の仕事として企画の提案をすると、具体的な中身を詰めるのは学芸部門になるというお話をされていて、特に、19条の（4）博物館の設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務にも関わってくると思うんですけれども。ここで仕分けというか、連携という問題になってくるんです。特に博物館にとっては、多分、指定管理者にとっては、収益を上げるためにこんな企画がいいですよと提案をされると思うんですよ。一方、財団は研究をやってるんです。もうけにならない、収益が上がらないかもしれないけれども、博物館の役割として、この研究成果を県民に伝えたいと。そういう財団の思いがかみ合うのかが気になるところなんです。知事の記者発表を聞いても、やっぱりそこが指定管理者と財団との思い、もうけなくとも研究してきた成果を県民に伝えたいと、地域にこんなことがあったと調査活動をされていることを地域の人たちは非常に喜んでるんですよ。ところが、そういう成果を伝えてお金には余りならないんです。そういうことがなおざりにされていくことが、あってはならないと思うし、そこはうまく調整がいけるものなのか。当初から言ってますけれども、その連携がどうも気になって仕方がないんです。やっぱりこういう機関の役割として、できることなら私は、一体的な運用を主に考えていくのが大事じゃないかなということを思っています。館の研究者として、もうけないかもしれないけど、研究部門や学芸部門において、やりたいことが通用できるのかどうか。それがどう担保されてるのかどうか。それをお聞きしたいんですけど。

◎山崎歴史文化財課長 山内記念財団がこれまで行ってきました、山内家資料を核とした資料研究、調査研究、また山内家資料だけではなしに、委員おっしゃられたような地域の資料の調査、こちらも非常に努力をしていただいていると思います。最近では南国市国分地区におきまして総合調査、民俗、歴史、あるいは産業そういったところの調査を行いまして、今年か来年、地域記録集ということでまとめをすると聞いております。ですので、そういった武家文書だけじゃなくて地方文書そういったものをしっかり調査をする。ここが、山内家資料を核としてということで記載をしておりますので、その調査研究これはしっかりとやっていく必要があると思います。今回そちらの部分は、県の全体の方針の中で、県の業務として財団に委託をすると整理をさせていただきました。またそういった委託の

実行の際に必要な予算的な面、人的な面、そちらもしっかりと確保させていただくと考えております。一方指定管理業務の部分こちらどの事業者が選定されるかは、これから公募にかかるべきです。委員おっしゃられる御懸念は分かりますので、そこは、話し合いをきちんと踏まえながら、目指すところは、両者とも同じはずです。地域のそういった研究の成果を、高知の歴史を提案する。来館者にも多く来ていただきて、成果をあまねく表示していく。そこは同じはずですので、そういった同じベクトルを両者でしっかりと話し合い連携をする。そういった仕掛けも県のほうでどのようなことができるか、そこはきちんと議論して、考えていきたいと思います。

◎岡田（芳）委員 主が指定管理者になると、どうかなっていうのはやっぱり思うんです。研究してきた部分、高知に伝わる歴史文化を継承していっていただきたいと思います。

◎樋口委員 いろいろあってそれぞれ意見あるんですが、結論は来年になると思うけど、良い結果を出したらそれでいいんですよ。それでいろいろああだこうだ、心配だ何だ、幾ら言っても仕方ないから。結果を出せますか部長。

◎池上文化生活部長 御指摘あった件を踏まえて、良い結果が出るように、私どもとしては財団とともに努力をしていきたいと思います。

◎はた委員 区分する資料が急遽出されて、改めてまた質疑をして思ったのが、直営部門を担う山内記念財団と指定管理の公募ということで、切り離される部門、それが結果として、連携しなければ成り立たないということが、質疑でより鮮明になったと思います。そのことを思うと、今は、施設管理の部分も、研究学芸部門も財団が一体的に、最大の効果を発揮してきたと評価されてきました。その形が、今回、変えられて、あえて連携を大事にしてくださいと言わなければならぬ状態になるっていうことは、私は、急いで判断するべきじゃない、直指定、もしくは、全体の直営化そういうことも、考えるべきではなかったかと思いますので、これは意見ですけれども、やっぱり、変える必要はなかったということをまとめたいと思います。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、歴史文化財課を終わります。

〈県民生活課〉

◎下村委員長 次に、県民生活課の説明を求めます。

◎北村県民生活課長 条例その他議案について説明いたします。1ページをお願いします。高知県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてです。改正か所のうち、網かけしました当課所管部分について、2ページで御説明します。

中ほどの2条例改正の概要の欄を御覧ください。条例第2条の表19において、各町村が処理する事務として、消費生活用製品安全法等に基づく、製造や販売を行う事業者への報告の徴収や、立入り検査などの実施、また立入り検査などを実施した際の経済産業大臣へ

の報告等について規定をしております。今回の改正は、消費生活用製品安全法の一部改正による政令及び省令の改正に伴い、条例で引用している省令名の改正、及び、条ずれが生じることへの対応を行おうとするものです。条例で規定している事務そのものには変更はありません。

施行期日は、改正された消費生活用製品安全法が施行されます本年12月25日としています。

説明は、以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、県民生活課を終わります。

以上で、文化生活部の議案を終わります。

《報告事項》

◎下村委員長 続いて、文化生活部から1件の報告を行いたい旨の申出があつてありますので、これを受けることにします。

〈歴史文化財課〉

◎下村委員長 旧陸軍歩兵第四四連隊弾薬庫及び講堂の保存活用計画について、歴史文化財課の説明を求めます。

◎山崎歴史文化財課長 当課の報告事項につきまして、御説明いたします。2ページです。

旧陸軍歩兵第四四連隊弾薬庫及び講堂の保存活用計画についてです。旧陸軍歩兵第四四連隊は、明治29年に松山市に設置後、翌年に高知市朝倉に転営し、本県の郷土部隊として多くの若者が戦場に出て行きました。この跡地を周辺の関連施設や、戦争体験者の証言とも関連させることで、県民の皆様が、連隊の歴史や平和の尊さを学べる場とするよう整備を進めているところです。

これまで、令和元年11月に、保存活用に関する基本方針を策定し、令和3年には、財務省から土地及び建造物を買い上げました。当時の建築物として現存する弾薬庫と講堂につきましては、令和5年2月に国の登録有形文化財に登録をされております。現在敷地全体を含む弾薬庫と講堂の保存及び活用の方針について定めます保存活用計画を、昨年11月から策定委員会を立ち上げ策定してまいりました。今年8月から9月にかけてパブリックコメントを実施し、特に御意見はありませんでしたが、引き続き、地元や関係の皆様などの御意見を伺いながら事業を進めてまいりたいと考えております。

続きまして資料右側、3の保存活用計画のポイントです。まず、保存管理についてですが、弾薬庫及び講堂は、適切な保存修理を行うとともに、建物内部に入ることも想定し耐震補強を実施いたします。施設の管理方法は、現在、委託業務や指定管理などを検討

しているところです。また、弾薬庫西側の土壘につきましては、今まで遺存しているものであることから、現状の位置・形状を維持し、外観を保全しますが、事務所等そのほかの建造物・工作物につきましては、撤去もしくは再配置することを予定しております。活用につきましては、敷地全体を公開範囲としまして、基本的に自由に見学可能としますが、弾薬庫及び講堂につきましては、事前の予約による公開ということで考えております。弾薬庫及び講堂は、内部の温湿度管理が難しいことから、解説パネルや連隊で使用された装備品本当のレプリカを展示し、第四四連隊及び関連部隊の歴史やその時代背景を学び、感じていただけるようにいたします。また、周辺には当該連隊に関連する陸軍病院等の施設がかつてあり、当県の近代史を考える上で大変重要な場所であることから、関連施設跡地の見学コースを設定し、周辺施設との一体的な活用を図ります。

最後に、4全体スケジュールと概算費用についてです。スケジュールにつきましては、令和8年度に実施設計、令和9年度と10年度に保存整備工事を行いまして、11年度から開館できるよう取り組んでまいります。費用につきましては、現在のところ実施設計に4,000万円余り、保存整備工事に5億5,000万円余りを想定しておりますが、国庫補助事業の活用を図り、できる限り費用負担の軽減に努めてまいります。

私からの説明は、以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、歴史文化財課を終わります。

以上で、文化生活部を終わります。

《公営企業局》

◎下村委員長 次に、公営企業局について行います。

議案について、局長の総括説明を求めます。

なお、局長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎澤田公営企業局長 総括説明に入ります前におわびがございます。9月25日に、幡多けんみん病院の看護師が酒気帯び運転の疑いで摘発される事案が発生いたしました。先般、7月にも、幡多けんみん病院において同様の事案が発生しておりまして、職員の懲戒処分を行ったばかりにもかかわらず、再びこのような事案が発生いたしまして公務に対する信頼を大きく損なうことになりました。県議会、県民の皆様には、深くおわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。重大事故につながる飲酒運転事案が続けて発生したことを重く受け止めまして、事案発生日当日には、直ちに幡多けんみん病院の院長など、幹部職員を集めまして、ウェブ会議で院内の職員に綱紀粛正を徹底するように指示をいたしま

した。また、翌26日には、局内の全所属長に対しまして、綱紀肅正の通知を改めて発出したところです。本事案につきまして、今後、本人の事案確認を行った上で厳正に対処し、改めて本委員会で御報告をさせていただきます。申し訳ございません。

また、別件ですけれども、幡多けんみん病院の医師の勤務状況等に関する一連の対応に関しまして、現在、我々で改善計画案を策定し、関係機関と協議中です。丁寧かつ真摯に対応してまいりますので、協議が整いましたら改めて、本委員会で御報告をしたいと思います。このような状況を御理解賜りまして、度々となりますけれども、本日の委員会での御報告を見送ることを御了承願いたいと思います。

それでは、総括説明に入らせていただきたいと思います。公営企業局からの提出議案に関しては、電気と病院事業の各会計の補正予算議案2件と条例議案1件です。まず、補正予算について御説明をいたします。資料2ページを御覧ください。

令和7年9月高知県議会定例会議案目録、補正予算です。第3号議案になりますが、令和7年度高知県電気事業会計補正予算です。内容としましては、脱炭素社会に向けて、公営企業局としても再生可能エネルギーの導入に貢献すべく、新たに、小水力発電に取り組む可能地点の調査・検討に要する経費について、補正予算をお願いするものです。

次の第4号議案です。令和7年度高知県病院事業会計補正予算です。こちらは、収益的収入と債務負担行為について補正をお願いするものです。内容としましては、県立病院の有料個室の使用料見直しを行いたいと考えております、その収入見込額を計上する増額補正と、幡多けんみん病院のほうで放射線治療装置の更新に伴います、債務負担行為の追加をお願いするものです。

最後になります。条例議案について御説明いたします。次の3ページを御覧ください。上から7番目になりますけれども、第11号議案としまして、高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案。こちらのほうは、先ほど補正予算で御説明しました、有料個室の使用料について、これは条例に定める項目ですので、見直しをお願いするに当たって、関係条文の改正を行おうとするものです。いずれも、詳細につきましては、担当課長から御説明します。

私からは、以上です。

◎下村委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈電気工水課〉

◎下村委員長 初めに、電気工水課の説明を求めます。

◎石原電気工水課長 令和7年度高知県電気事業会計補正予算について、御説明します。今回の補正予算は、小水力発電の導入可能地点の概略検討を行うための委託料と、その財源となる補助金収入を増額補正するものです。危機管理文化厚生委員会資料、令和7年9月定例会議案参考資料の1ページをお願いします。

3 補正予算内容の説明です。収益的収入及び支出、上段の収入は、第1款電気事業収益、第3項営業外収益、第2目補助金としまして、1,044万7,000円を計上しております。また、下段の支出につきましては、第1款電気事業費用、第3項営業外費用、第1目新エネルギー推進費として、委託料1,532万3,000円を計上しております。

委託内容について、次ページの資料、小水力発電導入可能地点概略検討委託業務をお願いします。本委託業務は、「高知県脱炭素社会推進アクションプラン」に掲げる再生可能エネルギーの導入の一環としまして、県内の水力発電に適した高いポテンシャルと、公営企業局が有する水力発電事業のノウハウを活かした新規事業の直営実施を目指して、小水力発電の導入可能地点の調査・検討を行うものです。

資料の左側、局WGによる導入可能地点選定を御覧ください。公営企業局のWGでは、これまで、主に物部川流域における小水力発電導入可能地点について、検討をしてまいりました。今回その中から、資料の地図に記載しましたとおり、4地区の5地点を選定いたしました。調査地点としては、①永瀬ダム上流域から安丸と頓定の2地点、②吉野ダム上流の右岸地区から猪野々、③左岸地区から白石、④吉野ダム下流地区から川ノ内、の5地点にて実施します。それらの地点は、資料最下段の代表例に記載していますとおり、物部川に流れ込む自然の水を発電に利用する計画です。

続いて資料右側上段、委託業務についてを御覧ください。業務内容につきましては、取水地点や発電所建設地点の現地調査と、流量測定を実施しまして、最大発電出力と年間発電電力量を算出し、発電計画を策定します。その発電計画を基に、建設コストと売電料金から収益計算を行い事業性を評価いたします。以上のことを、地点ごとに実施し、優先順位を決定するものです。

次に、財源の内訳としまして、電気事業の収益としまして、487万6,000円と、補助金1,044万7,000円を計上しております。活用する補助金は、一般財団法人新エネルギー財団が実施します、令和6年度中小水力発電自治体主導型案件創出調査等支援事業費で、地方自治体が実施します、水力発電開発の事業性評価に必要な調査設計等を行う事業に要する経費が補助対象となるものです。

最後に、資料右下段の今後のスケジュールを御覧ください。今回の9月議会において議決をいただきましたら、10月中に開札を行い、直ちに委託業務に着手いたします。委託業務の完了としましては、2月上旬を予定しております。

電気工水課からの説明は、以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 各支流のポイントで調査をされる、また、今後、そこが建設スポットということになっていくということなんですねけれども。河川を利用することについて、そこで生まれた電気が、市町村の管理の川で生まれた電気だとすると、それが地域に還元されるの

かも気にはなるんですが。生まれた電力が、関係地域、市町村や住民に還元できる仕組みの小水力発電の導入なのかどうか。その点を教えていただきたいです。

◎石原電気工水課長 今回の委託業務につきましては、水力発電が開発できるかどうかという可能地点についての調査でありまして、先ほどはた委員から御質問のありました関係につきましては、今後そこで発電事業ができるということになれば、それも含めて検討していきたいと考えております。

◎橋本委員 これ、いかんということではないですけれども。調査をして、事業主体は県がやるっていう考え方ですか。それとも、市町村がやるんですか。

◎石原電気工水課長 今現在のところは、県でやっていきたいと考えております。

◎橋本委員 小水力発電なので、大規模発電ではないので、F I Tになるのかどうなのかもよく分からないですけれども。その辺も含めて、今、電力市場における電力の値段は結構いろいろになってますので、その辺もしっかり算定しなければ、ある一定、いいとこだからというだけでやってしまうと、非常に大きな問題が出てくる可能性がありますので、その辺はよろしくお願い申し上げたいと思います。要請です。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、電気工水課を終わります。

〈県立病院課〉

◎下村委員長 次に、県立病院課の説明を求めます。

◎松井県立病院課長 議案の説明に入ります前に、冒頭局長が申し上げましたとおり、幡多けんみん病院の医師の勤務状況に関する一連の対応につきましては、本年4月に開催されました本委員会におきまして、業務概要を説明した際、改善策をとりまとめた改善計画を持ちまして、改めて御報告をすると申し上げておりました。しかしながら、現在改善計画の内容につきまして、関係機関と協議中の状況です。このため6月議会に引き続き、大変申し訳ありませんが、本日の委員会でも御報告を見送らせていただくことを御了承くださるようにお願い申し上げます。改善計画につきましては、協議が整いました後、改めて、本委員会にて御報告したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議案の説明に移らせていただきます。当課からは、補正予算と条例改正に関する議案2件について御説明いたします。まず、補正予算につきまして、御説明いたします。お手元の資料は、1ページです。

補正予算につきましては、大きく2点お願いをしております。1点目は、病院事業収益の増額補正です。あき総合病院、幡多けんみん病院の医業収益を増額補正するもので、中ほどの補正予定額の縦列の一番上にありますとおり、両病院で759万7,000円の増額補正をお願いするものです。これは、後ほど条例議案で御説明いたします、有料個室の使用料金見直しに伴う、本年度の増額見込み分を計上させていただいているものです。詳細につき

ましては、後ほど条例議案にて御説明いたします。

次に、資料2ページを御覧ください。補正予算の2点目は、債務負担行為の追加をお願いするものです。これは、幡多けんみん病院に設置しております放射線治療装置の更新を行おうとするものです。債務負担行為の期間につきましては、議決をいただいた後、契約手続から装置の入替えが完了するまでの10か月程度の期間を要しますことから、令和8年度までの2年間を期間としております。また、更新に要する費用につきましては、5億9,100万円余りを予定しております。この放射線装置は、がんに放射線を照射することで、増殖を抑えたり、死滅させたりするための装置です。幡多けんみん病院は、地域がん診療連携拠点病院の役割を担っており、引き続き、質の高い治療を行うために不可欠な装置です。しかし、現在の装置は、平成25年度に整備してから10年以上が経過し老朽化が進んでおり、本年3月頃から装置がうまく起動しないといった不具合が生じております。再度電源を入れ直すことで、何とか起動し使用できるものの、既に交換部品の供給も終了しており、修繕が困難な状況となっております。このため、令和8年度当初予算にて、更新をお願いする予定としておりましたが、前倒しをさせていただき、早急に更新を行うこととしたものです。

続きまして、お手元の資料は、3ページ高知県営病院事業料金徴収条例の一部改正について御説明いたします。まず、条例改正の趣旨の欄を御覧ください。

県立病院におきまして、入院患者が有料個室の使用を希望する場合に徴収する使用料について、令和8年1月から値上げをさせていただこうとするものです。

次に、現状の欄を御覧ください。県立病院では、第8期の経営健全化計画に基づき、経常黒字を目指して取り組んでおります。右に、決算の推移をグラフでお示ししておりますが、青色の棒グラフが収益収入になりますが、増加傾向ではあるものの、赤色の棒グラフ、費用、支出ですが、近年の物価高騰や賃金水準の上昇の影響によりまして、大幅に増加している状況です。一番右側、令和6年度決算見込みを御覧いただきまして、上側黒の折れ線グラフは、減価償却などを除く、現金ベースの收支、収益的資金収支ですが、7億6,100万円の赤字となり、2病院の合計で赤字となりますのは、21年ぶりの状況でして、経営状況は大変厳しい状況となっております。本年度も物価高騰や賃金水準の上昇が見込まれますので、引き続き、収益確保と費用圧縮に努めながら、速やかにさらなる対策を講じることが必要な状況となっております。

次に、検証の欄を御覧ください。病院事業の収益のうち、大部分を占めております診療報酬につきましては、厚生労働省告示による全国統一の公定価格ですので、県独自で見直すことはできません。一方で、病室使用料・文書料・分べん介助料といった料金は、県が独自に条例で定めており、検証する余地があります。こうした料金を県内公的病院の実勢価格と比較いたしますと、県立病院の料金は、安価な状況となっているものもありました。

具体的には、表の中に整理をしておりますとおり、病室使用料で3割程度安価な状況、分べん介助料で5割程度安価な状況となっております。こうしたことから、収益確保策の一つとして、今回、料金の見直しを実施しようとするものです。

次に、右側の収益確保策の欄を御覧ください。料金見直しの考え方です。まず、病室使用料につきましては、条例改正の趣旨で説明しましたとおり、患者さんが有料個室の使用を希望する場合の料金ですが、実勢価格と比較しても、安価な状況となっておりますことから、適切な負担をいただくこととし、今回見直しを行いたいと考えております。

なお、インフルエンザなど、感染予防といった病院側の都合で患者に有料個室を提供する場合には、使用料を徴収しないこととしており、この取扱いは、料金見直し後も同様です。

次に文書料につきましては、県内公的病院の実勢価格と比較して、大きな乖離はない状況ですので、現行料金を維持したいと考えております。

また、分べん介助料につきましては、厚労省におきまして、令和8年度を目途に、出産に関する支援などのさらなる強化について検討を進めることとしております。このため、実勢価格と乖離している状況ではありますが、今後の動きを踏まえる必要もあると考え、現時点での見直しを行わず、現行料金を維持したいと考えております。

最後に、条例改正の内容を御覧ください。表の中にはありますように、現在、あき総合病院には、シャワーありとなし2種類の有料個室が、幡多けんみん病院には、シャワーあり1種類の有料個室があります。それぞれ表の中の現行料金の額をいただいておりますところ、2つ右側の値上額の欄のとおり、1,400円の値上げを行わせていただきたいと考えております。改定後の有料個室の使用料は、その右側改定案の欄のとおりで、その考え方につきましては、表の右側欄外、米印3にありますとおり、直近の平成25年度に改定したときと基本的に同じ考え方。県内公的病院の有料個室の1m²当たりの平均単価に合わせる形としたいと考えております。この値上げにより、両病院で年間2,700万余りの增收を見込んでいるところです。

なお、最初に御説明しました補正予算のうち、病院事業収益の759万7,000円の増額補正是、議決をいただけた場合に、令和8年1月から3月までの3か月分の增收見込みの額を計上しているものです。

説明は、以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 経営の赤字をどう解消していくかは、本当に、病院の場合は大変だと思っています。最大の理由が、施設側、病院に努力が足らないということではなくて、この間の国の施策で、医療報酬の削減が繰り返し来たと、その上に、最低賃金の引上げもあったということで、病院や患者さんが理由で経営が困難ではない。そういう外部的要因で、大変な

状態なので、本来、患者さんにその施設料を負担してもらう形ではなく、一義的には、病院を支えるような外部からの支援、当然、国だったり県だったり、そういったところからの支援をまずは考えることが、私は大事だと思うんです。今回、県本体からの外部の支援はなく、ベッドの利用料を上げるという提案ですので、この間の議論どうだったのか、説明をいただきたいです。

◎松井県立病院課長 委員に御指摘いただきました、公営企業の県立病院事業ですので、まず、独立採算制が原則です。その中で収支の改善に向けて、収益確保や費用削減の取組をさらに強化していく必要があると、収益確保の一つとして、今回、使用料の見直しをお願いしているところです。ただ一方で、県立病院は、救急ですとか、小児周産期でありますとか、いわゆる不採算な部分や政策的医療を担っておりまして、その部分の収支不足は、一般会計のほうから繰り出しをしていただいている状況です。これは全国統一ルールです。このような状況の中で、委員もおっしゃったとおり、昨今の賃金上昇や物価上昇は、もはや病院の経営努力ではなかなか立ち行かない部分があります。こうしたところは、全国的にも同じような状況です。他県では、一般会計に対しまして、基準外の繰り出しを要請したりという手立てを講じているとお話を聞いております。本県におきましても、経営努力の部分もしないといけない部分は、するべきですけれども、昨今、病院の努力はどうにもならない部分は、どうしてもありますので、そこについては、一般会計のほうに、きっちと状況を丁寧に説明しながら、必要な支援を得られるように要望をすることを検討しております。ほかにも国においては、病院事業債という経営の苦しいところに使う新たな起債もありますので、そういったところも考えながら、ほかの部分についての支援も、きっちと検討していきながら対応したいと考えております。

◎はた委員 他県のように、繰り出しを本体からしていくことを要望するということなので、ぜひ、言っていただきたい。特に公立病院は、最後のとりでであり、地域医療の核になってまとめ役でもある。そういう病院を県挙げて守るために、県として、財政支援を行うことをぜひ議論していただきたいと要望しておきます。

◎橋本委員 放射線治療に係る利用機器の購入の話で、企業債を当て込んで、債務負担行為を起こしている6億円近いやつなんですけれども。これはありがたいことなんです。電源抜いたり入れたりせんと使えんようなやつでは、何ともなりませんから。そこは分かるんですが、ただ一つ教えていただきたいことがあって、実際、これだけ高額な医療機器に入るが、それを使える人って、放射線技師になるんでしょうけれども。これだけマンパワーが足らんとか、医者が足らんという状況の中で、見通しはどうですか。

◎松井県立病院課長 マンパワー的に言いますと、この治療装置を使うには、ドクターと、看護師と、それから放射線技師の計3名体制で使うという状況です。今、見込んでいるところは、患者さん年間70人、延べ1,000回ぐらいの治療に使うという予定でして、今のところ

る何とか、現状の人員でも対応しているところですので、そこは引き続き、対応できるのではないかと考えております。

◎橋本委員 さっきも言いましたけど、ありがたいことです。年間1,000回ぐらいきちつと使えると。これは対応できたらいいなと思うんですけれども、ただ、ないとは思うんですが、人が足らんで、宝の持ち腐れみたいな形にならんように、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

◎樋口委員 この機械は、定価で幾らくらいですか。

◎松井県立病院課長 定価は、20億円を超えるものになっております。

◎岡田（芳）委員 値上げは、1日1,400円って結構高い額だと思います。1週間で9,800円ですのでね。県立病院が、よそが安いから上げるんだという理屈でいいのかなと思います。やっぱり、診療報酬が5回連続改定で下がったということで、経営を圧迫してるし、物価上昇、そして賃上げということで、いろいろ厳しい面もありますけれども、やっぱり、全国でも高知でも、多くの病院が赤字経営を強いられているという現状があります。これはもう国政の問題でもあるんじゃないかなと私思ってまして。国民に負担がかかるかもしれませんけれども、そこは調整しながら、地方からも国に対して、診療報酬に今の状況を反映するというような声を上げていくことが大事だと思います。そして、全体で2,700万ぐらい上がるんですかね。やっぱり、県の執行部とも相談しながら、一般会計とも相談しながら、県民に負担がかからないような仕組みや改善を図れるように、もう一歩、一層努力をしていただきたいということを要請して私の発言とします。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、県立病院課を終わります。

以上で、公営企業局を終わります。

皆さんに、御報告があります。先ほどの電気工水課の説明資料の小水力発電の地図の中で、地名のところが少し間違っているところがあったようです。修正された分がフォルダに入っていますので、後ほど、御確認いただければと思います。

《採決》

◎下村委員長 これより採決を行います。

今回は議案数7件で、予算議案3件、条例その他議案4件であります。

それでは、採決を行います。

第1号「令和7年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第3号「令和7年度高知県電気事業会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、第3号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第4号「令和7年度高知県病院事業会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、第4号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第8号「高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、第8号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第9号「高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、第9号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第10号「高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 挙手多数であります。よって、第10号議案は、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第11号「高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 挙手多数であります。よって、第11号議案は、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席を願います。

(執行部退席)

《意見書》

◎下村委員長 次に、意見書を議題といたします。

意見書案1件が提出されております。

まず、OTC類似薬の保険適用継続を求める意見書（案）が日本共産党、県民の会から提出されておりますので、お手元に配付しております。

意見書案の朗読は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎下村委員長 御意見をどうぞ。

小休にいたします。

（小休）

◎ 国民健康保険制度を持続的に運用していかなければならないということで、検討していくという段階でして、また、この検討段階の中で、今回懸念事項にも挙げられております、子供や慢性疾患を抱えている方、また生活困窮者の配慮も含めるということですので、こちらの意見書には賛同いたしかねます。

◎下村委員長 正常に復します。

意見の一致を見ませんので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、10月9日木曜日の午前10時から、委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしくお願ひいたします。

本日の委員会はこれで閉会いたします。

（15時6分閉会）